

東北学院大学
経済学論集

〔論文〕

2000年代の山形県における全通労働運動(5)……………岩本由輝(1)

〔研究ノート〕

郵政民営化についての考察

—前編 アンケート調査からみた「郵政民営化」の問題点—……………上田良光(59)

2010年3月

(第173号)

東北学院大学学術研究会

東 北 学 院 大 学

經 济 学 論 集

第 173 号

2000年代の山形県における全通労働運動(5)

岩 本 由 輝

I. 全通労働組合同規約の全面改正と全通山形地区（以上、第169号）

II. 組織機構の改革と全通山形地区（以上、第170号）

III. 郵政民営化の再燃と全通山形地区

1. - 6.（以上、第171号）

7. - 12.（以上、第172号）

IV. 郵政関連4法案の審議と全通山形

1. リフレッシュスタート宣言

2. 全通2002年度運動方針

3. 全通山形県連協第3回総会

4. 全通東北地本の2002年度活動方針

5. 全通信労働組合東北地方本部規約の改正

6. 日本郵政公社の成立と東北地本秋期オルグ

7. 第117回臨時中央委員会

8. 全通山形県連協の動きを中心に

9. 日本郵政公社移行を直前にして

10. 日本郵政公社に移行して

IV. 郵政関連4法案の審議と全通山形

1. リフレッシュスタート宣言

2002年6月19日から21日にかけて茨城県水戸市の茨城県立県民文化センターにおいて全通第56回定期全国大会が開かれている。そして、中央執行委員長石川正幸が、

（前略）

第56回定期全国大会にご参集いただきました代議員をはじめ構成員の皆さん、大変ご苦勞様です。また、今大会の受け入れにご協力をいただきました地元関東地本及び茨城県連協の皆さんに心から感謝を申し上げます。さらに、ご多忙の中、激励に駆けつけていただきました橋本^(四)茨城県知事、岡田^(広)水戸市長、連合草野^(忠義)事務局長、松井^(清)郵政事業庁長官並びに全通国会議員団の皆さまをはじめ、多くのご来賓の皆さまにも厚く御礼を申し上げます。大変ありがとうございました。

ただ今より、中央執行委員会を代表してご挨拶を申し上げますが、私からは現在、国会で審

議されております郵政関連4法案への見解と、明年4月1日に新たに船出致します郵政公社への決意のみを申し上げ、その他の運動課題等は一般経過報告並びに運動方針の提起の際に、中央執行委員会としての見解を申し上げることと致します。

振り返ってみれば幾度にもわたる行政改革議論の中で、常に私たちの郵政事業は第2次オイルショック以降、「増税なき財政再建」の御旗のもと、経営形態問題をはじめ民業圧迫論などの渦中にあり続けました。

81年に設置された第2次「臨時行政調査会」、いわゆる土光臨調^(敬夫)では、「官業は民業の補完であることを基本とし、郵政事業については、当面、三事業一体の経営形態を維持し、将来の郵貯・簡保事業は再検討する」との答申がなされ、公労協の仲間であった国鉄・電々公社・専売公社は民営化の方向が決定付けられました。

そして、臨調は、その後、「臨時行政改革推進審議会」、いわゆる行革審へと衣替えし、90年に設置された第3次行革審では3年に及ぶ検討の末、「郵貯については民間金融機関とのトータルバランスを図り、金利の適切な運用で郵貯の肥大化の解消を図ること、郵貯・簡保について経営の合理化、効率化を図ること、金融の自由化の実現や環境の推移を踏まえ、経営形態のあり方を総合的に検討する」との最終答申がなされました。

96年には「行政改革会議」、いわゆる行革会議が設置され、記憶に新しい97年9月の「簡保は民営化する、郵貯は民営化への条件整備を行う、郵便は国営維持」などの中間報告がなされましたが、私たちの懸命なとりくみと郵政事業にご理解をいただいております多くの国民と関係各位の皆さまのご支援により、12月の最終報告では、「5年後に国営の新たな公社を設立し、民営化等の見直しは行わない」と結論付けることができました。そして、現在、通常国会において、明年4月1日の郵政公社設立に向けての法案審議がなされているところです。

この間、私たち全通は、これらの行政改革の動向と併せて、政治・経済・社会の変化に対応した運動を展開してきました。厳しい労使対立の時代を経験した後、82年蒲郡大会で「30年総括」を行い、翌年の83年神奈川大会で「政策制度闘争方針」を決定し、「職場抵抗型の運動」から「政策の全通」へと運動路線を切り換え、現在の運動基軸をつくり上げました。

この政策制度闘争の基本理念は、「人間の尊厳に基礎をおいた雇用・労働条件の確保」、「国民のための郵政事業づくり」という2原則と、「事業の公開制の追求」、「公正なサービスの提供」、「労働者の権利確立」、「労使協議制の確立」の4つの方針を掲げたもので、当時の労働組合としては画期的であり、労働組合の活動領域を拡大し、地域や事業に貢献する新しい労働運動のモデルを高らかに示すこととなったわけです。

20年を経過した今、郵政事業と労働組合をとりまく環境を見つめるとき、激しい組織内議論はあったものの、改めて私たちの選択と歩んできた道の正しさが実証されるところです。

そして、90年代に入り、92年加賀大会で「新たな団結」、94年佐賀大会では「自立・共生・貢献」のキーワードの決定、95年徳島大会が中期方針としての「ZENTEIビジョン21」を策定し、現在に至っています。

このように私たちは、行政改革という外的要因があったとはいえ、「官」に甘えることなく、自らを変化させ、時代に即した運動方針を掲げて、労働組合の使命である雇用の確保、労働条件の維持・改善を図ってきました。同時に、国民・利用者の皆さんに良質なサービスを提供する中から、「最も身近な公的機関」としての評価もいただいているところです。

20年に及ぶ郵政改革議論は私たちにとっても効率化や労働態様の変化に繋がり、厳しいものがありました。そのことを乗り越えて来たからこそ、現在も郵政三事業は存続しているわけであり、また、「郵政民営化」の暴論に対しても国民世論は賛同しなかったわけです。

少し長く過去を振り返りましたが、忘れてはならない事実であり、この事実経過ののっとり法案審議はなされるべきで、審議の方向は予断を許さない状況にあります。しかし、「郵政公社化は郵政改革議論の最終着地点」であるべきと、まずもって訴えるところでございます。

しかし、私たちが経験しての教訓は、いつの時代も社会の変化に機敏に即応したもののみが生き残れるという現実であり、公社化に安堵することなく、常に自己改革を進め、国民・利用者の皆さんに支持され続ける公企業として存続していかなくてはならないことは言うまでもありません。そのための今大会における「リフレッシュスタート」宣言でもあります。

さて、第154回通常国会は42日間の会期延長が決定されようとしています。このことによって郵政関連4法案は衆参両院において十分な審議がなされるものと想定致します。そこで「公社法案」並びに「信書便法案」に対する見解を改めて表明致します。

「公社法案」に対する私どもの基本的な考え方は、是非、今国会で法案を一部修正したうえで成立を図り、明年4月1日には円滑な公社のスタートを切らせていただきたいということで。その問題のまず1つとして、「郵政事業の公社化に関する研究会」の中間報告、及び、昨年12月14日に小泉総理と片山大臣との会談で合意された経営の自由度を保障する公社の「出資条項」が今回の法案で見送られたことは、今後の公社経営を考えた場合、看過できない大きな問題があると指摘せざるを得ません。

今後想定される民間事業者との競争激化の中で、公社が顧客ニーズに的確に応え得るサービスを提供し、ユニバーサルサービスを堅持しつつ効率的な事業経営を行うためには、「出資条項」はなくてはならないものであり、是非とも「公社法」に含まれるよう強く要望するところです。

さらに2つ目は、法案では「国庫納付金」を課すことになっておりますが、営利を目的としない公社の設立趣旨とは基本的に相容れないものであり、1兆8千億という過小資本で発足せざるを得ない現状をみると、健全経営の確保のためには、生ずる利益について内部留保し、資本の拡充を図ることが重要と考えます。

次に「信書便法案」に対する見解を申し上げます。

現在、国会において郵便事業への民間事業者の参入を巡り、さまざま議論がなされています。私どもは、新たに参入する民間事業者とサービス面において競争し、国民の皆さんにとって郵便利用の選択肢が広がることを否定するものではありません。ただ、参入の方法と条件につい

ては慎重に議論がなされないと、ユニバーサルサービスが確保できなくなることを危惧するものです。

諸外国の例をみても、ユニバーサルサービスを確保するための政策的配慮がなされており、そのほとんどが一定の重量、または料金を超える部分に民間参入を認めているのみで、今回の法案のように全面的に参入を認めている国はありません。したがって、ユニバーサルサービスの維持に不安を残す、条件付き全面参入を前提とした「信書便法案」については、反対と言わざるを得ません。

最後に、私ども労働組合は、郵政事業、輸送部門、さらには簡保事業団に携わる者の雇用と労働条件を守ることにとどまらず、公社化を契機に、さらに経営に対するチェック機能を十分に果たし、その社会的責任を全うしたいと考えています。そのためには、公社のコーポレーションガバナンスに労働組合が関与し、職員の声を経営に反映させるシステムがつけられるよう強く求めるものです。

次に、郵政公社発足にあたり、私たち全通の意志と決意を申し上げます。

議案でも提起していますとおり、私たち全通は、この第56回全国大会で、新時代への「リフレッシュスタート」を宣言することとします。その当面の内容は、「運動のリフレッシュ」、「事業のリフレッシュ」、「ライフ・ワークスタイルのリフレッシュ」の3つを基本として、各機関、組合員一人ひとりがアクションプログラムを描き、全国で実践していくこととします。そこで多くの代議員の皆さんからの意見により、方針を豊富化していただくことを前提に基本的な考え方を申し上げます。

日本経済はバブル崩壊以降、世界の中でも例外的に低成長を続け、景気回復への有効な政策を打ち出すことなく、デフレ経済のもと、失業率は2001年度平均で5.2%、失業者数は348万人にも及び、1953年の現行方法による調査開始以来、最悪の状況となっています。また、わが国は深刻な赤字財政に陥り、国と地方の長期債務残高は本年度で約692兆円という天文学的な金額となり、不良債権問題と併せて景気回復への混迷度を、より深めているといえます。

一方、社会問題としては、総人口が少子化の影響で2007年をピークに減少し始め、2050年には約1億人になると見込まれており、また、高齢化率は2015年には25%を超えると推計されています。つまり、4人に1人は65歳以上の高齢者となるわけです。併せて、地球温暖化や大気汚染等の環境問題も21世紀社会において解決すべき重要な課題です。

労働環境に目を向けると、このような社会・経済情勢のもと、多様な労働形態へと変化しており、賃金制度も年功序列から成果・実績型へと移行しています。同時に、半世紀近くを経た春季生活闘争では、本年においてベアゼロ妥結の企業が70%という結果になり、「雇用春闘」と呼称されるように、賃金引き上げ闘争から雇用維持闘争へと経済状況を反映したものとなっているとともに、産業構造の変化に伴い労働組合への組織率は20%と危機的状況を迎え、労働運動、及び、春季生活闘争などの再構築が求められてもいます。

また、政治の動向を見ると、相変わらずの倫理観の欠如から政治不信が蔓延し、リーダー不

在と揶揄される中、国民感情とかけ離れた政策が実行されています。さらに、有事法制や個人情報保護法、健康保険法改正などは、国民的コンセンサスが欠如していると指摘せざるを得ません。併せて、閉塞感を打ち破るための「21世紀ビジョン」が描ききれていないことにも問題があるともいえます。

「リフレッシュスタート」宣言は、こうした私たちをとりまく環境の変化と、130余年に渡って築いてきた現行経営形態から郵政公社への移行に対応すべく、新しい時代の要請として労働組合が転換を図る意志の表明です。

「運動のリフレッシュ」は、全ての郵政関係職場に働く者の幸せづくりをめざして、「希望に満ちた新たな組織と運動」を実現するとともに、労働組合の大きな任務として総合的セーフティネットを構築していくこととします。つまり、新しい郵政労働運動で創造して参りたいと考えます。

「事業のリフレッシュ」は、国民の皆さんから歓迎される公社をつくり上げるために、事業改革と意識改革を進め、引き続き安心・安全で、かつ良質な公共サービスを提供する地域コミュニティとして、より機能を充実・発展させていくこととします。つまり、国民・利用者の皆さんにとっても利便性が高まり、働く者にとっても成果が反映される夢のある公社を創造して参りたいと考えます。

「ライフ・ワークスタイルのリフレッシュ」は、組合員一人ひとりが生活観や労働観を見つめ直し、生き活きとした職場と地域社会づくりをめざしていくこととします。つまり、お互いが「真に豊かな暮らし方と働き方」を創造して参りたいと考える次第です。

以上述べたことは、私たち全通が労働組合の立場として、郵政公社化に向けての意志と決意を表明したものであります。今後は、経営に責任を持つ企画管理局・事業庁が、経営者として国民・利用者の皆さんと私たち働く者にメッセージを送る番であることを強く求めます。

最後に、21世紀社会は高度成長時代を築いた「知恵」を、福祉・環境・人類の共生といった分野に再配分すべき時と考えます。偏った市場万能主義の経済政策は社会に歪みをもたらすこととなり、国民が等しく豊かさを享受したいという願望から乖離し、「勝ち組」、「負け組」に象徴されるように、強い者だけが生き残れるといった社会がつくられると危惧します。これからは必要なのは、国民に安心を与えるセーフティネットの社会システムを構築するとともに、福祉・環境・人類の共生といった分野に資源を投入することによって日本経済を再生するという政策であります。

私は、以上の考えにより郵便局ネットワークは、21世紀社会においても安心の社会システムとして、国民の皆さんにセーフティネットの役割を果たす使命をもってると訴えると同時に、このことを関係者が心一つにして改めて決意すべき時と申し上げるところです。

そのためには、郵政公社も行政型組織から経営型組織に脱皮し、より良いサービスを提供するために「知恵」の再配分を行いつつ、機能性・機動性ある機構をつくり上げることが重要と考える次第です。また、かねてから主張している中間管理機構などをはじめとする高コスト構

造を聖域なく改善・改革するよう強く求めていきます。

「歴史は繰り返される」とも言われますが、私は、「歴史はつくるもの」と考えます。歴史的転換点に立っていることに誇りを感じ、郵政関係者が意識改革を図りつつ、着実な歩みを進め、130年の歴史の上に新たなページを綴る作業に全力をあげることをお誓いするとともに、組合員と家族の期待を胸に、夢のある公社づくりに邁進することを重ねて表明しまして、中央執行委員会を代表しての挨拶と致します。

と述べている。これは日本郵政公社の2003年4月1日の発足を前提として、全通の組織そのもののリフレッシュスタートの原点とすることの宣言であり、そのために「夢のある公社づくり」に邁進するという決意表明であった。しかし、そこには1996年12月における行政改革会議の最終報告の「5年後に国営の新たな公社を設立し、民営化等の見直しは行わない」という“結論”への過信があったと、あとからみれば、いわれることになるであろう。とにかく「聖域なき行革」を標榜する首相の小泉は、このあと発足させた日本郵政公社を郵政民営化のための単なる経過措置にしてしまうのである。

2. 全通2002年度運動方針

ついで大会は2002年度運動方針案の審議に入るが、ここでは、まず、「リフレッシュスタート宣言」として、

私たち全通は、公社への移行を決定した1998年の中央省庁等改革基本法の成立以来、公社設立までを行革対応第4ステージと位置づけ、これまで組織の総力をあげて制度設計にとりくんできました。夢のある郵政公社を創りあげることを2002年度運動方針の最大テーマとしつつ、新時代を切り拓くアクションプログラムを描き、実践していくこととします。私たち全通は、郵政公社発足を契機に、新時代への「リフレッシュスタート」をここに宣言します。

とうたい、三つの「リフレッシュ」をあげ、

新時代を切り拓くアクションプログラムとして、三つの「リフレッシュ」を組合員一人ひとりの語り合いで描きあげることとします。

といい、三つの「リフレッシュ」のそれぞれを、

1. 運動のリフレッシュ

- (1) 郵政関係職場に働く者の幸せづくりを実現し、「仲間意識の再構築」をはかり、郵政公社にふさわしい「希望に満ちた新たな組織と運動」をめざします。
- (2) 組合員の職場・生活に総合的なセーフティネットを築き、「幸せのサポート」活動の充実をめざします。
- (3) 事業政策や社会政策の立案能力を高め、挑戦する心・しなやかな感性を大切に、人材育成をめざします。
- (4) ユニオンリーダーは、たゆまぬ自己研鑽を行い、事業人としてもリーダー役を果たし、責任あるポジションを担うことをめざします。

(5) NPO等と連携し、地域コミュニティのコアとしての役割をめざします。

2. 事業のリフレッシュ

(1) 郵政公社は、郵便・貯金・保険の三事業をコアとしつつ、郵便局ネットワークを国民生活トータルの向上に役立てる「生活支援ネットワーク事業」として発展をめざします。

(2) 公社経営は、企業会計原則の導入による適切・公正・透明なものとし、業績評価と結果責任が明確となる経営システムをめざします。

(3) 公社組織は、事業目的を達成するために機能的かつ効率的で、また、業務上の権限を営業第一線の、より近いところへ集中する権限委譲をめざします。

(4) 公社の提供する商品・サービスは、顧客最優先の観点に立って見直すとともに、品質・料金ともに市場競争に耐えうるものをめざします。

(5) 公社のガバナンス（統括）の観点から、経営情報の公開を徹底するとともに、経営に対する労働組合のチェック機能の確立をめざします。

3. ライフ・ワークスタイルのリフレッシュ

(1) 「生活の豊さ」を実現するため、暮らし方や働き方の見直しをめざします。

(2) 郵政公社の企業イメージは職員一人ひとりが創ります。新たな公社にふさわしい「働き方の創造」をめざします。

(3) 多様化し、複雑化する顧客ニーズに応えうるサービスを提供するために、職員一人ひとりのスキルアップをめざします。

(4) 地球市民として自然・環境と調和した生き方の創造をめざします。

(5) 地域の一員として、ボランティア活動を担う等、新たな地域共同体の創造をめざします。

と説明する。そして、「私たちをとりまく情勢」に関して、

デフレスパイラル下の日本経済は、私たちの生活や労働条件、郵政事業にも大きな影響を及ぼしています。引き続き政府に対して、景気回復に向けた実効ある政策を行うよう強く求めていきます。

としたうえで、「2002年の主要課題」を、

最終盤を迎える行革対応第4ステージのとりくみに全力をあげるとともに、公社時代にふさわしい労働運動と組織運営、活動領域等について見直しを行います。また、自己実現につながる私たちの働き方を求めて、積極・能動的に事業提言を行っていきます。

として、

1. 新たな郵政労働運動の創造と仲間づくり

(1) 総合的なセーフティネットの構築をめざして

ア. 日本経済の動向は、私たちの生活や労働条件に大きな影響を及ぼしており、先行き不安は増幅の一途を辿っています。こうした状況下で労働組合に求められる任務は、組合員に安心を保障するセーフティネットの役割を果たすことといえます。したがって、当面、次の課題について、総合的なセーフティネットの構築をめざしていくこととします。

- イ. 職場に関するセーフティネットとして、雇用の維持・確保、総合的労働条件の改善、育児・介護制度の充実、男女共同参画の推進、苦情処理制度の充実等をめざします。また、現代社会の特徴的な問題として存在するメンタルヘルスについては、オール郵政の立場でとりくむよう関係機関に協議を求めていくこととします。
 - ウ. 生活に関するセーフティネットとして、エンジョイライフサポート策の充実、法律相談、共済生協運動、労働金庫運動等を推進していきます。また、年金・医療・介護等の社会保障制度については、連合とともに安心と信頼の制度となるよう政府に求めていきます。また、中央本部は、組合員の様々な相談窓口としてのサービス機能のあり方について検討を開始します。
- (2) 「ビジョン21」のさらなる創造とニューリーダーの育成
- ア. 21世紀社会を自ら創造する「ビジョン21」のもと、「自立・共生・貢献」をキーワードとした活動を進めていきます。また、全国でとりくんでいる「一機関一企画」は、社会政策や事業政策とリンクした活動へと発展させていくこととします。
 - イ. 各機関の活動は、多種・多様な組合員ニーズに応える「個＝組合員」に焦点をあてた「場＝活動」を提供します。その一つとして、組合員の持つ知識や技能を地域社会の中で活かす「ZENTEI人材プラットフォーム」を実践することとします。
 - ウ. 組合員へのエンジョイライフサポート策として、引き続き、各地方本部は旅行、ホテル、レジャー施設等の割安情報誌などを充実させ、周知することとします。
 - エ. 組合員一人ひとりが持つ自己実現欲求に対して、各機関は地域社会における活動の「場」や知識社会に適応した研修の「場」、国際交流の「場」等を提供していきます。中央本部は生活に役立つ知識の修得や、働き続けられる能力の習得をめざした通信教育制度である「ライフアップ講座」の充実をはかります。
 - オ. 各機関は、21世紀のユニオンリーダーの育成をはかるとともに、各機関役員にフレッシュな組合員や女性組合員の登用を積極的に行います。
 - カ. 組織と組合員をつなぐ広報や情報伝達のあり方等について、大会以降、抜本的に見直しをはかります。具体的には年間執行方針で明らかします。
- (3) 政策制度運動のとりくみ
- ア. 第7回全国政策制度研究集会（全通政策フォーラム）の開催（省略－岩本）
 - イ. 第3期全通総研のとりくみ（省略－岩本）
 - ウ. 全通事業政策委員会のとりくみ
 - ① 本部に「事業政策委員会」を設置し、「生活支援ネットワーク事業」としての郵政事業の政策研究と地方における政策担当者の人材育成をはかります。
 - ② 研究テーマについては、公社経営を意識して民間企業のビジネスモデルや経営管理手法、経営分析の方法などを調査研究します。
- (4) 「みんな仲間、一緒に公社へ行こう」運動の強化

- ア. 1999年度からとりくんできた「みんな仲間、一緒に公社へ行こう」運動は、いよいよ2003年の郵政公社発足を迎え、集大成の時となりました。行革対応をはじめとする全通運動に自信を持ち、これまでの方針どおり、「郵政公社発足前夜」までラストアクションを展開することとします。具体的には、別途「組織拡大方針」で提起します。
- イ. とりくみの結果を見定める必要はありますが、未加入からの拡大行動はこのラストアクションのとりくみをもって一定の総括を行い、次なる方針を打ち立てることとします。
- ウ. 非常勤職員の組織化については、郵政公社の全体像が明らかになっておらず、その進捗状況を見定めつつ、さらに、①権利・義務と組合費、②組織運営のあり方、等を継続して検討を行うこととします。したがって、当面、現行方針どおりで組織化することを基本にとりくみます。
- エ. 各機関は、本務者、高齢者再任用職員、短時間職員、非常勤職員の4労働力構成に配慮した組織運営と活動を展開することとします。
- (5) 男女共同参画社会の実現をめざして
- ア. 労働組合の活性化には、活動への女性の参画が重要な位置を占めており、旧来の運動スタイルを見直し、女性が自らの意思で行動できる組織と運動を創ることとします。
- イ. 中央・地方に設置している「郵政事業における男女共同参画推進労使懇談会」等を通じて、男女がともに家庭責任を担いつつ、働き続けることができる労働・社会環境の整備をはかります。
- ウ. 1999年度から3年間とりくんできた「男女共同参画推進計画」が終了したことに伴い、「第2次男女共同参画推進計画」を年間執行方針で明らかにします。
- (6) 魅力ある青年部運動の創造に向けて
- ア. 青年部運動のコンセプトを『「ゆ」「か」「い」「な」青年部』とし、これまでの発見型から発見型・発掘型の運動へと転換します。
- イ. 「ゆ」-明日の「郵政事業」と「郵政労働運動」をグローバルに語れる青年部員を育成します。
- ウ. 「か」-フットワークの良い「快活な青年部活動」を展開します。
- エ. 「い」-ビジョン21に基づいた「一機関一企画」を社会参加・国際連帯を中心にとりくみます。
- オ. 「な」-郵政関連職場に働く青年との「仲間づくり」を推進します。
- (7) 新たな福祉政策の策定に向けて
- ア. 労働運動の原点は組合員同士の相互扶助です。これまでの労働運動は、労働条件、とりわけ賃金、勤務時間の改善に力点を置いてきました。しかし、デフレスパイラル下で賃金の引き上げが困難となっている今こそ、私たちの生活を守り、その質を、より高め、暮らしの豊かさや安心をもたらすため、改めて全通としての福祉政策を確立し、自主福祉活動を強化する必要が高まっています。

したがって中央本部は、①連合と一体となり、政府に求めるもの、②労働組合独自で行う自主福祉、③使用者たる事業庁（郵政公社）の行う福利厚生の実、④労使が共同して行うもの、等を中心に部内福祉問題検討委員会で協議し、組織内論議を経て、次期中央委員会に政策を提起します。

イ. なお、財団法人全通福祉センターについては、公益法人として、今後のあり方について慎重に検討し、上記とあわせ、次期中央委員会に諮ることとします。

(8) 全通共済活動の強化

全通共済は、自主福祉運動の中心であり、「地本・県連協推進委員会、支部共済委員会」の指導・推進体制をゆるぎないものとし、加入促進・組合員への福祉サポートとしてしっかりと遂行します。

なお、全通共済生協は、同組織運営の抜本的見直しに着手していますが、全通としても全通共済を発掘させる立場でとりくんでいきます。

(9) 全通共済事業部のとりくみ

ア. 全通共済事業部は、年金共済、AFLACがん保険についてとりくみを進めています。

年金共済は、生保業界の厳しい運用環境の中で予定利率が低下していますが、組合員の財産を「安全、確実、有利」に運用するよう専門的知識を吸収しつつ、細心の注意を払ってとりくんでいきます。なお、事務経費の効率化に努め、制度運営費を昨年を引き続き引き下げる方向で検討していきます。

同時に、加入促進費についても、現行の半額程度に引き下げざるを得ない状況にあり、制度運営費とあわせて年内に結論を出すこととします。また、年金共済は、郵政共済年金満額支給年齢の段階的繰り延べなど、退職後の生活不安解消の一助となるもので積極的加入促進をはかります。

イ. 医療共済は、自家共済の解消、保障性の向上、掛金引下げ等の懸案事項を解消し、「新医療共済」として全通生協が団体契約者となって4月1日から発足したところです。

(10) 退職金総合共済の見直し

退職金総合共済は、全通の事業としてとりくんでいるところですが、実体的には（株）ゆうサポートに一切の事務を委託しています。この制度は、少額の慶弔金を交付するものですが、今後、ますます退職者の増加が予測され、制度運営上、様々な課題が想定されます。また、現全通共済生協の総合共済に退職者を含めることは、現役加入者の利益保護上、厚生労働省の認可を得ることは困難です。

退職者、高齢者の自主共助による福祉活動について、全通は全通生協とも協議しつつ、全通年金共済、新医療共済、さらにはAFLACがん保険などでカバーできるように積極的なとりくみを行っているところです。したがって、この1年間、同制度の改廃を含め、今後のあり方について、部内福祉プロジェクト問題検討委員会等で検討し、次期全国大会に諮ることとします。

2. 自己実現につなげる私たちの働き方を求めて

(1) 行政対応第4ステージのとりくみ

ア. 基本的な考え方

① 郵政公社設立までを「第4ステージ」とした行革対応は、今年度がその最終盤のとりくみとなります。「中央省庁等改革基本法」,「総務省・郵政事業庁設置法」,「大臣研の中間報告」,そして、「日本郵政公社法」の制定へと至る一連の制度設計において、私たちは厳しい経営環境や周辺状況にありながらも郵政部内の力を一つに合わせた対応により、基本的主張である公社の「ユニバーサルサービスの確保」,「自律的・弾力的経営の実現」,「行政管理型から経営型組織への転換」,そして、「雇用確保」等の道筋をつけてきました。

② しかし、企業会計原則の導入に伴い、公社が極めて脆弱な財政基盤（過小資本）からスタートしなければならないことや、公社設立にあわせた郵便事業への民間参入により、三事業が名実ともに激しい競争市場の中にさらされることになるなど、公社経営にとって決して明るい展望の中での船出とはなりえていません。また、今日（5月）時点でも「日本郵政公社法案」及び「信書便法案」の国会審議の行方が不透明であり、その取り扱いによっては公社化後の経営に大きな影響を及ぼすことも想定されます。

したがって、私たちは明年4月1日に予定される公社設立までの間、さらに緊張感を持続させながら、残されている諸課題の前進に向け、全力でとりくんでいくこととします。

③ 一方、依然として一部の政治勢力・マスコミや小泉総理の「郵政三事業の在り方について考える懇談会」（総理懇）の中に、「まず民営化ありき」の議論があり、その動向にも十分注視していかなくてはなりません。とりわけ公社関連法案の行方や、6～7月頃に予定されている総理懇の報告書の扱いなどをめぐっては、郵政問題が大きく政治焦点化することも予測されます。その場合には、大衆行動の配置も念頭に、万全の体制で臨むこととします。

④ 具体的な行革対応にあたっては、引き続き郵政部内の力の結集をはかりつつ、共同作業としてとりくみを進めます。また、地方機関においても組合員への情報周知と意思結集はもちろんのこと、地域住民や有識者、共闘組織等への理解を求める行動など、多様な運動展開をはかります。

イ. 郵政公社関連法案に対するとりくみ

① 4月26日に政府は「日本郵政公社法案」ならびに「信書便法案」を閣議決定し、さらに、5月7日には「公社法施行法案」及び「信書便法整備法案」を閣議決定し、国会に上程しました。これら4法案は昨年12月20日の「郵政事業の公社化に関する研究会」(大臣研)⁽²⁰⁰¹⁾の中間報告を踏まえつつ、その後の政府部内の調整を経て作成されたものです。しかし、法案は慣例となっている与党・自民党の「事前承認」抜きで行われたもので、

極めて異例の扱いとなっています。

② 「日本郵政公社法案」に対する現時点での本部見解は以下のとおりです。

<評価できる点>

- a) 公社の基本的な枠組みとして、ユニバーサルサービスの提供、三事業一体経営、独立採算制（企業会計原則）、国の保証、国家公務員身分などが確保されたこと。
- b) 公社の自律的・弾力的経営を実現するものとして、予算・定員等の国家統制の排除、公社総裁をトップとする経営責任の明確化、経営組織の柔軟な編成ならびに資金調達等の自由度の拡大、商品・サービス・料金設定等の弾力化などが可能となったこと。
- c) 企業会計原則に基づく財務諸表の作成・公表、業績評価の実施、情報公開の徹底などにより、経営の適切性、透明性、公正性が、より高まること。
- d) 職員の採用・人事制度・処置等の設定について、当事者能力の向上がはかれること、また、職員の身分引き継ぎについて規定されたこと。

<主な問題点>

- a) 昨年12月14日の「⁽²⁰⁰¹⁾小泉総理－^(純一郎)片山大臣合意」や大臣研の「中間報告」に盛り込まれていた公社に対する経営自由度の付与が限定され、特に郵便事業への出資が見送られたこと。
- b) 企業会計原則の適用に伴って、新たに「退職給付引当金」を債務として計上することから、スタート時の公社の資本金が著しく過小の額（自己資本比率で0.4%程度）となること。
- c) 公社に対して「市町村納付金」、「国庫納付金」制度が導入され、新たな財政負担が強えられること。
- d) 公社に対する監督権限は総務大臣が有することとなるが、その権限行使にあたって、一部に財務大臣との事前協議や権限委任による「金融庁検査」が導入されること。

③ 「信書便法案」については以下の通りです。

<評価できる点>

- a) 郵便法と相まって、信書送達のユニバーサルサービスの確保が大前提として位置づけられていること。
- b) 民間参入の実施方法について、「郵便法第5条」（信書送達の独占）を堅持しながら、その適用除外として、一定の基準に適合する民間事業者に許可を与える制度とすること。
- c) 検閲の禁止及び秘密の保護、信書便管理規程の策定義務など、信書便事業者に適切な規律が課せられること。
- d) 信書便事業者の監督業務については、郵政公社への監督と合わせて総務省が一

元的に行うものであること。

<主な問題点>

- a) 「条件付き全面解放」は、信書便事業者及び郵政公社のいずれにとっても極めて高い経営リスクを負うものであり、結果としてユニバーサルサービスの維持が困難になる事態が想定されること。
- b) 参入条件の基本的事項は法律で定められるものの、具体的内容が政令・省令に委ねられることから、参入条件の厳格な設定が不明瞭・不安定であること。
- ④ よって、現在、国会で審議されている「日本郵政公社法案」ならびに「信書便法案」については、以下により対処することとします。
 - a) 法案に対する全通の基本スタンスを、「ユニバーサルサービスとしての郵政事業の維持・発展」ならびに「雇用の確保」におく。
 - b) 「日本郵政公社法案」については、基本的に了解できるものとする。ただし、公社の出資を可能とする措置ならびに公社の安定した財政基盤確立の立場から「資本金」、「国庫納付金」等の扱いについて徹底した審議を求める。また、高次な労使関係を形成するため、労使関係法（国営・独立行政法人労働関係法）の弾力的適用を求める。
 - c) 「信書便法案」については、総務省提出法案を基本としつつも、ユニバーサルサービスの提供や利用者の秘密保持のためにも、信書便事業に対する規律確保策などについて郵政事業と同様の厳格な措置を講ずるよう求める。
 - d) 上記の立場で、各政党及び関係議員に対する働きかけを行い、その審議状況を見極めた上で法案に対する最終的な態度を決定する。また、「日本郵政公社法施行法案」及び「信書便法整備法案」の各「施行法案」についても同様の立場で対応する。
 - e) なお、第56回大会の開催時点までに法案審議が終了している場合には、その審議結果を踏まえ、本部判断とその後の対処方針について補強提案を行う。

ウ. 盤石な公社体制の確立に向けたとりくみ

- ① 郵政公社が円滑なスタートをはかり、盤石な経営基盤を確立するには、前項の法制度面の整備とあわせ、経営の内実も抜本的に変えていかなくてはなりません。郵政事業庁は、本年1月に長官を本部長とする「郵政事業庁公社化推進本部」を発足させ、公社移行後の経営管理、本社組織、地方組織のあり方、及び、公社への移行準備作業等について検討を行っていますが、今日時点での作業の進捗は遅れており、その内容はまだ明らかになっていません。しかし、今後、公社関連法の制定を受けて、作業が急ピッチに進むことが想定され、私たちの対応も、全体状況を見極めながら、それまでの法制度重視から経営重視へとスタンスを切り替えていく必要があります。
- ② とりわけ公社移行に伴う本社組織、及び、中間管理職のあり方、郵便局への権限委譲、

企業会計原則に基づく新たな経営管理の導入、人事制度・処遇の見直し、労使協議制の拡充等は喫緊の課題であり、また、簡易保険福祉事業団、送送部門の諸課題についても整理をはかっていたいかなくはなりません。⁽²⁰⁰³⁾ 明年の4月1日という公社スタートの時間軸を意識しながら、企画管理局・事業庁との対応を強化していくこととします。

- ③ 具体的には本部内には部外有識者、あるいは地方代表の協力も得ながら、テーマごとのプロジェクトチーム等を設置し、公社時代の経営を意識したとりくみを展開します。

エ. 公社移行後の事業を展望したとりくみ

- ① リフレッシュスタートする郵政公社にふさわしい事業を確立するため、「郵便事業新生ビジョン（案）」等の豊富化による職場の改革を急ぎ、管理者・職員の意識改革につなげるとりくみが必要です。

- ② 郵便事業にあっては民間業者の全面参入も視野に、「引受から配達まで」のトータルシステムの見直しが不可欠です。戦略商品はスピードアップをはじめとした競争力強化をはかる一方で、コスト・収益性を重視したメリハリのある要員配置や、スピードの緩急に対応した新型区分機による効率的処理が可能なシステム構築、待ちの営業から顧客ニーズに応えたサービス展開により新たな需要を喚起する営業への転換が必要です。

- ③ 国民の基礎的金融サービスとしての郵便貯金・簡易保険事業の役割は、公社化以降も強まりこそすれ、弱まることはありません。長期化する経済不況や遅々として進まない体質改善等の影響で、銀行や生保等の民間金融機関の一部は依然として不安定な経営状況にあります。郵便貯金、簡易保険の現状は、あくまでも相対的なものと認識すべきです。一部に残存する数字のみを求める体質から、お客様第一のサービス・営業への転換をはかるとともに、「安全・確実」な運用を基礎とした健全経営が求められています。

- ④ 今後は、労働組合も企業会計原則に基づく事業損益の推移に強い関心を持つことが必要です。とりわけ郵便事業を中心に4半期毎の予算執行状況の情報提供を求めるとともに、中間決算的数値も示させるなど、よりきめ細かな経営チェックに努力していくことが必要です。

- ⑤ さらに、「その他の事業」として、ワンステップ行政サービスをはじめ、現行取り扱っている各種受託業務の幅を広げるとともに、従来からの三事業一体はもとより、法・制度の改正による連携を一層強め、トータルとして全通が提言する「生活支援ネットワーク事業」へと発展させていくことが必要です。

(2) 郵政公社における人事制度と処遇のあり方について

- ア. 第116中央委員会以降、地本書記長をメンバーとする「公社における処遇のあり方検討委員会」を中央本部に設置し、郵政公社にふさわしい能力・実績型人事諸制度の確立

をめざして、積極・能動的な検討を進めてきました。

イ. 検討委員会では、人事制度、評価制度、及び、給与制度をトータルに検討を行い、自己実現につなげる私たちの働き方を求めて、付属方針（案）のとおり「公社における新たな処遇に向けた全通の基本的考え方」をとりまとめました。

ウ. 今後の取り扱いとしては、大会終了後、ただちに企画管理局・事業庁に対して「公社における新たな処遇に向けた全通の基本的な考え方」を提起し、交渉に入ることとします。

(3) 主要な交渉課題と基本スタンス

ア. 総合的労働条件の改善に向けて

① 総合的な労働条件の改善に向けては、2002年春季生活闘争段階におけるとりくみの経過を踏まえ、時間外労働の縮減、勤務時間管理の徹底、非常勤職員の労働条件の改善、年休の完全取得、諸休暇・休業制度の創設等について、引き続きとりくみを強化していきます。その際、一般職国家公務員の動向も注視しつつ、郵政公社発足も視野に入れ、私たちの働き方や生活の見直しを問う立場から「ライフ・ワークスタイルのリフレッシュスタート」となるよう配意しつつ、検討を行っていくことにします。

② なお、非常勤職員の処遇改善については、「公社における新たな処遇」等を通じて実現をめざすとともに、地本・郵政局間で職場に存在する非常勤職員に関する諸問題について、意見交換を行う場の設置や、郵政局に対する非常勤職員の意見反映策等について求めていきます。

イ. 2002年新賃金交渉について

① 2002年における新賃金交渉は、5月段階に入っても再回答を求めている現状にあります。しかし、民間賃金動向は定期昇給分を確保したものの、対前年比でマイナスとなっており、加えて一部に定昇延期の動きもあり、厳しい状況となっています。

② また、国会議員の歳費の1割カットや一部地方自治体における月例賃金削減が実施されるなどの動きもあり、4月23日に国営企業一斉に「実質賃金引き下げの必要性」の文言回答を示すなど、かつてなく政府の介入が強まっています。今後、8月の人事院勧告の動向も視野に入れつつ、国営企業部会での統一した対応でとりくむこととします。

ウ. 郵便事業について

① 2002年度郵便新生施策内容の精査・調整について

a) 郵便新生については、2002年度までの個別施策について各々多角的に検討・精査し、要員算出標準の見直しや業務専門局の部外委託等、実施の可否を含めた判断の上に能動的に変化・調整をはかり、対応をしてきました。

b) 2003年度施策への対応も考え方は前年を踏襲しますが、今年1月に出された「郵便事業に関する行政評価・監視結果に基づく勧告」、「信書便法による郵便

事業への民間参入」など、2001年当時との環境の変化に対し、第115回臨時中央委員会の決定・確認をベースに、弾力的対応をしていきます。

- c) また、2003年度施策の中に、勤務時間等の見直し施策が予定されていることも念頭におき、基本的に郵便事業全体のシステムづくりと各施策が業務運行・サービス改善・財政寄与等の面から真に必要なを見極めつつ、地本書記長会議との往復運動により具体的対応をはかります。

② 新集配システムの試行について

- a) 「対面配達」、「受箱配達」に分離した新集配システムの試行は、郵便事業最大の強みである集配ネットワークを有効かつ効率的に活用するための大改革であり、失敗は許されない施策です。
- b) 第1段階の4月から5月の試行スタート、6月末の要員措置日以降の推移を見ながら、局規模や試行内容等、バリエーションのある試行局をタイプ別に選局し、実態調査を実施します。非常勤の雇用や定着状況、小包の本務者配達、「対面配達」と「受箱配達」の機能等、調査内容の分析・精査に基づき、改善課題等を鮮明にしつつ、次年度以降の実施に向けて慎重な対応をします。

③ 郵便営業体制の確立について

- a) 郵便事業の収益悪化傾向は、公社移行の民間参入を視野に入れたとき、事業の将来にとって想像を超える高負担になる可能性があります。「信書便法」の最終的確定内容と民間参入の具体的有無等は、今後の推移を見極めることとなりますが、競争・競合時代に即応可能な営業体制の再編成と機能確立は重要な課題となります。
- b) 法人営業課、集荷センター、SD（サービスドライバー）、新集配システムの対面配達から地方独自施策など、各々の機能と効果を検討し、最も有効な体制に変化させていくことが必要です。特にサテライトセンター対策としての集配局と無集配特定局の果たすべき役割と機能、SDの配置と機能確立等、市場性と効果を考慮した営業体制の確立を検討します。

エ. 貯金事業について

- ① 公社移行を目前にした2003年1月に、次世代システムのサービス開始と同時に貯金事務センターの再編整理が行われます。民間金融機関のようなトラブルは許されません。万全の態勢での計画遂行と要員措置のソフトランディングを求め、とりくみを強めます。
- ② IT化の進展等により、私たちの暮らしは利便性を増しています。反面、過剰ともいえる情報量を前に、何が一番良いのか分からないという悩みを持つ人も増えています。また、高齢者を中心に“情報過疎”と云われる事象も現出しています。こうした中、不安や疑問解消のための“相談ニーズ”が増加しています。身近な相談

先として郵便局機能を充実するとりくみを強めます。

- ③ 経済社会が複雑化し、権利・義務に対しての意識が高まっている今日、顧客の信頼を得るにはコンプライアンスが不可欠です。職員・管理者の意識改革を徹底し、コンプライアンスのさらなる向上を求めるとりくみを強めます。
- ④ 事業の存続・発展には運用も含めた健全経営の維持が絶対条件です。現行ルールでは交渉事項となりにくい面の多い経営管理体制について、リスク管理も含め、労働者の立場で様々なチャネルを通じ求めていくこととします。

オ. 簡易保険事業

- ① 近年の都市部を中心とした欠員の発生や、保険事業の要ともいえる外務職場への希望者が激減している状況は深刻です。「国民の基礎的生活保障手段の提供」という簡易保険事業の使命を果たすためには、基盤整備や諸改革にとりくむことが重要です。特に人材育成が急務であり、公社移行後も視野に入れたとりくみの強化を求めています。
- ② 公社移行と同時に簡保事務センターの再編整理がスタートします。⁽²⁰⁰⁵⁾平成17年まで、万全の体制での計画遂行を求めるとともに、事業の要ともいえる事務センター機能の充実に向け、実効あるとりくみを求めます。
- ③ 公社移行後も事業を維持・発展させるためには、コンプライアンスの徹底が不可欠です。コンプライアンスには「法令等の遵守」という狭義の意味合いだけではなく、消費者の評価を通じて市場からの信頼を得るという積極的な意味があります。「お客さま第一」の立場に立ったコンプライアンスの徹底を求めています。
- ④ これまでの簡易保険の商品販売は貯蓄型中心でしたが、「保険サービスの本質は保障の提供」であり、保障機能を重視したコンサルティングセールスへの転換が急務です。今年度から多くの契約が満期を迎えます。満期契約の保障継続のとりくみを契機とし、営業基盤の強化をはかるよう強く求めています。
- ⑤ 超低金利の長期化の影響で運用利回りの低迷が続く中、事業に対する信頼・信用を得るには、経営に関する情報のオープン化と、透明性の高い事業運営が必要です。簡易保険は民間にさきがけ、「利差」・「費差」・「死差」の三利源を明らかにしましたが、今後も国民に分かりやすい形での情報公開を求めています。

カ. 利用貢献手当見直しについて

- ① 貯金・保険の利用貢献手当については、中央省庁等改革基本法に「郵政公社の設立にあわせて検討」と明記されており、事業庁は「公社化研究会」の中間報告を踏まえた検討を行っています。
- ② 「公社化研究会」の中間報告骨子は、郵便貯金利用貢献手当について「顧客満足度を向上するための営業活動を評価する制度」へ、簡易保険利用貢献手当については「その特質を踏まえつつ、実績のみならず職員の営業活動を総合的に評価する制

度」へとそれぞれ切り替えるとともに、「支給総額の抑制をはかる」としています。

- ③ 利用貢献手当は、インセンティブとして職員の業務意欲向上のために必要であり、意欲を削ぐような見直しであってはなりません。利用貢献手当の意義を明確にするとともに、努力の結果が正しく反映される公平性・透明性ある手当とするよう求めていきます。
- ④ 利用貢献手当はすぐれて労使の交渉事項ですが、郵便貯金・簡易保険をとりまく周辺状況も踏まえた判断が必要となります。事業庁に対しては、見直し検討の詳細を早急に明らかにするよう求めていきますが、今後の組織内討議のあり方や交渉の進め方については、公社法案をめぐる様々な動向を見極めつつ判断することとします。

キ. 医療職場のとりくみ

- ① 通信病院をはじめとした部内医務機関の使命は、国民生活に不可欠なユニバーサルサービスを提供する郵政職員の健康増進を通じ、事業経営に寄与することにあります。
- ② 公社への移行を前に、三事業とも経営基盤の強化に向け、懸命に努力しています。当然、部内の医務機関に対しても、医療の質の向上はもとより、健全経営が強く求められることとなります。
- ③ しかし、史上初めての診療報酬本体のマイナス改定や企業会計原則の導入等、部内医務機関をとりまく環境は大きく変化しています。公社移行後も通信病院をはじめとした部内医務機関がその使命を果たしていくためには、不断の経営努力が必要であり、労働組合の立場で、経営基盤強化のとりくみに全力をあげます。

(4) コミュニケーションルールの見直しについて

ア. 郵政公社におけるコミュニケーションルールのあり方については、中間管理機関の見直しやプロフィットセンター構想の具現化、権限の地方委譲等とも関連することから、これらの検討状況を見定め、労使検討委員会で協議を行っていくこととします。

イ. 見直しにあたっての基本スタンスは、郵政公社にはスピードある経営と判断が求められることから、コミュニケーションルールについてもその視点で改正するとともに、事業経営を基軸とした内実のある見直しをはかることとします。

(5) 複合型労働力構成における働き方について

ア. 郵政の職場は、ここ数年来、雇用形態の多様化が進んでおり、本務者、短時間職員、高齢者再任用職員、非常勤職員の4つの形態による複合型労働力構成になっています。また、従来、本務者が配置されていた領域に短時間職員や非常勤職員が代替配置されるようになり、仕事の境界線がなくなりつつあります。さらに、一定の職歴がある非常勤職員が基幹労働力として業務運営に不可欠な存在となるなど、職場の構成や仕事のあり方に大きな変化が生じています。

イ. こうした複合型の雇用形態や就業形態の中で、それぞれの職員がどのように仕事と向き合い、働きがいのある職場としていくべきか、また、ワークルールをどのように設定し、処遇の改善につなげていくべきかなど、多角的な視点から労働組合としての政策を確立していく必要があります。

ウ. 以上の観点から、本部内に地方代表、有識者を含めた「雇用・就業形態の多様化に関する研究会」を設置し、次期全国大会に研究結果を報告します。

3. 組合員参加による政策実現に向けた各種活動の強化

(1) 政治活動と地方政治の活性化をめざして

ア. 私たちの暮らしや公務員労働者の処遇は、政治の動向によって常に左右されます。労働組合の政治活動は正当な行為であり、全通の社会政策と事業政策の実現に向けて、民主党を基軸に「民主・リベラル」勢力の政権づくりに協力をしていきます。

イ. 明年は、統一自治体選挙が施行されますが、組織内候補、及び、推薦候補の必勝に向け、全力をあげてたたかいます。

ウ. 第19回参議院選挙闘争の教訓を踏まえ、各機関は基本動作の点検や組織運営のあり方、今後の選挙活動のあり方等について議論を深めていきます。

エ. 組合員の持つ政治への要望等については、日常から支持する議員との連携がはかれるよう、各機関がシステムを構築することとします。

オ. また、郵政公社設立後の事業展望と組織の将来を見通して、地方議会との関わり方について検討していきます。

(2) 連合運動と社会参加活動へのとりくみ

ア. 私たち働く者の生活改善や経済・産業政策の改革は、政府の経済社会政策と密接に関連するものであり、連合の掲げる政策の実現に向けて、中央・地方は連合運動に積極的に関わることとします。

イ. 連合官公部門は、これまで官公労働者全体の賃金、労働条件等のとりくみを担い、発展、強化させてきました。今後、さらに、国民に理解が得られる公務員制度改革などの共通のとりくみを強め、積極的な政策提言など、社会的、政治的影響力を高めていくことが求められています。

連合官公部門は、これまで公労協、全官公、公務員共闘の三団体が共同事務局を設け、運営してきましたが、さらに共通のとりくみを強めるために公務・公共部門全体の大産別結集を展望しつつ、今までの公労協、全官公、公務員共闘を同時に解散し、単一組織体、単一事務局とするなどの発展・強化をはかります。

したがって、連合官公部門の方針に沿って、公労協としてもとりくみを強めていくこととします。具体的には、賃金・労働条件の決定システムである人勤部門と国営企業部門の部会運営の継続、国営企業部会の郵政公社化、印刷・造幣の独立法人化に伴う新たな状況に対応した体制強化等を前提に進めます。

新体制は来年⁽²⁰⁰³⁾9月の連合官公部門の単一組織体・単一事務局への移行にあわせ、本年⁽²⁰⁰²⁾9月に公労協は準備会を発足させ、連合官公部門の単一組織体としての体制等について検討を進めます。なお、見直しにあたっては、公労協として一定期間、連絡会組織として存続することも検討していきます。

ウ. 連合がとりくむ平和運動に参加するとともに、全通独自の平和運動として、「平和のためのZENTEI長崎行動」を本年8月に実施します。また、昨年⁽²⁰⁰¹⁾設定した「ZENTEIピースウィーク」(8月1～9日)には、各機関が平和の継承に視点をあてたとりくみを行うこととします。

エ. 循環型社会の構築に向けて、大量生産-大量消費-大量廃棄という経済社会システムの抜本の見直しをめざして、労使が協力して環境に優しい企業活動を推進していくこととします。また、地域・家庭においてはライフスタイルの見直しを行い、「エコライフ」を実践します。

(3) グローバル化に対応した国際連帯活動のとりくみ

ア. UNIを中心とした国際労働運動の強化

UNIは、本年6月にアジア・太平洋の地域大会(マレーシア)を終え、世界レベルを含めた一連の設立大会を終了しました。今後は活動の充実と組織拡大をめざし、グローバルな活動を展開していくことになります。日本においても昨年末に結成したUNI-LCJ郵便部会(全通と全郵政で構成)を中心に積極的な活動を展開していくこととします。

イ. 政策協議の推進

世界の郵便事業は、グローバリゼーションと多角化の流れにあり、かつ、事業者間の熾烈な競争環境におかれています。そうした動向に的確に対応するため、欧米をはじめとする関係労組との政策協議を進めます。

ウ. アジアとの連帯強化

アジアにおける自立的・民主的な労働組合運動を支援するため、教育プログラムの提供や人的貢献を積極的に行います。また、日本・韓国・台湾の三国労組連帯を基礎としつつ、中国を含めた東アジア地域の郵便労働者交流を含めます。

エ. 地方における国際交流の推進

地方機関でとりくんでいる国際交流を促進するため、国際担当者会議の開催や情報交換を積極的に行っていきます。

という形で掲げ、さらに、「組織・財政の改善・改革のとりくみ」に関しては、

「組織・財政の改善・改革」のとりくみは、今後も組織の活性化と時代に即した健全な組織体をつくるよう検討を進めていきます。

1. 公社移行に伴って、労働組合としても対応すべき組織機構などに関わる問題が発生した場合には、組織・財政検討委員会で検討することとします。また、地本一元化の検証と課題についても引き続き検討を継続します。

2. 全通共済生協の組織・業務改革にあわせ、求められる全通としての課題について検討を行います。

3. 簡易保険福祉事業団の郵政公社への統合に伴い、組織機構、及び、組織運営のあり方等について検討を行います。

という方針を明らかにしたうえで、さらに、「部門別運動の強化」として、

1. 逋送部門のとりくみ

明年4月に、郵政事業は郵政公社として新たなスタートを切ることとなります。この大きな転換期は、郵便事業の根幹をなす輸送の基盤を強化するとともに、私たち逋送部門の将来展望を確立するチャンスでもあります。

具体的には、①公的輸送としての基本政策、②契約と運賃（ダイヤ）のあり方の基本政策、③労働条件のあり方の基本政策、の三つの基本政策（輸送ビジョン）を確立し、「職場と雇用」、「事業」の確保をはかります。

そのために、ビジョン策定のためのプロジェクトを設置し、内外の英知を結集しつつ、組織的議論を進め、本年12月を目途に基本政策ととりくみ、方針を確立します。

(1) 「貨物自動車運送事業法」の改正で、トラック貨物運賃が事前届出制から事後チェック型へと変更されようとしており、逋送部門にとって死活問題ともいえる契約問題に影響することから、慎重に対応していきます。

(2) 1997年以降、この5年間で専自運賃は約30%引き下げられてきました。運賃引き下げの影響は、労働集約型の運輸産業に属する私たちの職場にあって、労働条件の低下に直結します。専自企業の廃業さえ現実のものとなっており、もはや限界点に達しているともいえます。

(3) こうした極めて厳しい環境の中で、労使一体となって運賃と契約問題に対応すべく各種効率化などのとりくみを行ってきましたが、競争・競合時代を生き残るために、引き続き実施してきた各種施策の点検等を進めることとします。

(4) 「職場と雇用」、「事業」を守るために、郵便の品質維持をめざし、「引受－輸送－配達」を一体的に捉え、どれ一つも欠くことができないということを明確にし、輸送の重要性を内外に示していきます。

同時に、郵便輸送の特性に裏打ちされた適正な輸送コストとなるよう、さらに輸送の効率化をはかり、競争時代に対応できる体制を構築していきます。

(5) 以上の基本方針に基づき、具体的なとりくみについては、日逋部門第33回全国代表者会議、郵便輸送部門第8回全国代表者会議、郵送労共闘会議第87回全国代表者会議で決定します。

2. 事業団部門のとりくみ

公社統合時の事業団職員の身分・処遇等の確保を最重要課題と位置づけ、とりくみを強化するとともに、運営費交付金廃止に向けた各種効率化の実施についても「職場」と「雇用」

を守る労働組合の立場を基本に対応することとします。

- (1) 2000年12月の「行政改革大綱」閣議決定以降、「ゼロベースから見直す」とした特殊法人等の事業と組織の見直しが行われました。こうした動向の中、私たちは高齢社会の進展に伴い、公社以降も加入者福祉事業の必要性は一層高まるとの立場でとりくんできました。

特殊法人等の事業と組織の見直しは、昨年12月に「特殊法人等整理合理化計画」として閣議決定され、簡易保険福祉事業団については廃止し、事業の見直しをはかった上で郵政公社に統合されることとなりました。この決定は、特殊法人改革に労使一体でとりくんで得た大きな成果であり、これまで構築してきた事業団部門労使の信頼関係の賜だと認識しています。

私たちはこの閣議決定を受け、企業管理局・事業庁との間に「簡保事業団の公社統合に関する労使懇談会」を設置し、公社職員としての雇用の承継、労働条件の確保を最重要課題と位置づけ、議論してきました。このとりくみにより、これらの課題について一定の見解を得ることができましたが、さらに確実なものとするため、とりくみを強化していくこととします。

- (2) また、「特殊法人等整理合理化計画」にある簡保事業団の行う事業の見直し内容は、不採算施設の統廃合などの効率化を行い、平成⁽²⁰⁰⁷⁾19年度までに運営交付金を廃止するという大変厳しいものとなりました。これを受け、簡保事業団は平成⁽²⁰⁰⁵⁾17年度までに約50億円の経営改善を行うとして、平成⁽²⁰⁰¹⁾13年度より実施している「経営改善緊急5か年計画」を積極的に推進し、これに対応するとしています。私たちも「施設＝職場」と「雇用」を守る労働組合の立場を基本にとりくむこととし、効率化政策の実施に伴う様々な課題については、簡保事業団本部との間に設置した「改革労使検討委員会」の場において、迅速に対応していくこととします。

- (3) 地方本部一支部制移行後、2年が経過しますが、事業団組織の見直し等もあり、支部における労使関係や組合活動状況に様々な課題が生じています。今後予想される効率化計画などに事業団部門各機関において対応できる体制を構築するため、早急に各支部の問題点を整理するとともに、組織の活性化やニューリーダーの育成をはかることとします。

- (4) 郵政公社統合へ向け、厳しい合理化、効率化が予想される中、組合員の雇用と労働条件を守りぬいていくためには、事業団全職員の団結が不可欠です。「みんな仲間、一緒に公社へ行こう」を合い言葉に、中央・地方が積極的な組織拡大行動を展開し、完全結集をめざします。

ということを打ち出している。2002年度運動方針といっても、まさに2003年4月1日から発足する日本郵政公社移行のための対応を示すものであり、その発足をもって全通のリフレッシュスタートとするための態勢がための宣言であったのである。

本年度は役員改選の年であったが、4役に立候補した、
中央執行委員長 石川正幸（九州・北九州東・再）

副中央執行委員長 金子成一（北海道・遠軽・新）

書記長 菰田義憲（近畿・西大阪・再）

財政局長 広瀬正信（関東・宇都宮・再）

がいずれも信任されている。また、中央執行委員の一人に立候補した山形県連協出身の吉村徳雄（東北・鶴岡）は再任され、総務部長をつとめることになる。

最後に、大会アピールとして、

大会アピール

郵政事業の歴史に大きな句読点が打たれようとしている。130余年で最大の転換期を迎えつつある。この中で、全通第56回定期全国大会は内外の注目を集めながら開催された。私たちは新たな姿勢をもってステップアップを図るチャンスを迎えている。

今、新時代への第一章を著し始める。

組合員一人ひとりが主人公であり、一人ひとりが自立する運動が求められる。私たちは「個」と「個」を結び、その力を一つとする役回りを果たそう。歩む道の先が暗く不安な時には、燈台となり、道筋を照らそう。「なりたい自分になる」ための機会を約束し、セーフティネットの役目を果たす運動を創り上げる。

優しさと強さとが調和した、夢のある公社を創ろう。地域の安心とふれあいの拠点という使命を果たしつつ、更なる飛躍をめざし、国民に役立つ公社を創ろう。

私たちは未来にわたって生々発展しうる活力ある事業を構築する。

目の前の利便性だけを追いかけ、自然を追いつめていた時代から、環境に気持ちを馳せることができる時代へ。考える時間が持てず、脇目もふらず駆け抜けた時代から、時に立ち止まり、空の青さに気付くことのできる時代へ。人の尊厳を重んずる生き方と働き方が、私たちを豊かにする。

私たちは21世紀にふさわしい生活と仕事のスタイルを確立する。

この時間軸の中で進むべき方向に光をあて、希望あふれる道を皆で歩みながら、私たちは新たな一大叙事詩を綴り始めるのだ。その第一ページ、第一行目には、こう記そうではないか。

「私たち全通は、ここに新時代への『リフレッシュスタート』を宣言する。

2002年6月21日

全通信労働組合第56回定期全国大会

という文言を発している。ここからわかることは、日本郵政公社への移行は全通信労働組合がみずから積極的に求めた結果であったのである。

3. 全通山形県連協第3回総会

6月28、29日の両日、鶴岡市由良のホテル八乙女において全通山形県連協第3回総会が開かれる。冒頭、挨拶に立った県連協議長田村潤治は、

皆さんおはようございます。連協議長の田村です。全通山形県連絡協議会第3回総会の開催

にあたり、県連協幹事会を代表し、ご挨拶を申し上げます。

昨夜の激励交流会は大変な盛り上がりで有意義な一夜を過ごすことが出来ました。総代の皆さんには飲み疲れもあろうかとは思いますが、今日にはよろしく願いいたします。

また、遠方にもかかわらず本総会の激励にご出席いただきました連合山形藤橋事務局長さん、^(解夫)山形中央郵便局長坂田局長さんはじめ、山形県平和センター、全労済、山形県労働者信用基金協会、全通共済東北地方部、全通組織内議員団の皆さん、県通寿会、そして、伊藤もとたか^(後援会)全国幹事の五十嵐^(忠雄)さん、皆さまには総会構成員を代表し、心より御礼と感謝を申し上げます。ありがとうございます。のちほどご挨拶をたまわりたいと存じます。

さて、景気は5月に底を打ったという観測はあるものの、実態は「雇用なき景気回復」と言われるように、現場で働く私たちの体感温度はまだまだ肌寒いものがあり、一向に暖かい日差しが差し込んできていません。今の日本経済を端的にあらわした逸話がありますので紹介したいと思います。

現在、日本の税収が年間50兆円、国債発行が年間30兆円となっています。これを年収50兆、借金30兆とおきかえ、さらに一般家庭にあてはめて考えると、年収500万の家庭が毎年々々300万円の借金をして年間800万円で生計を立てていることになります。国債発行残高が692兆円ですから、一家庭で6920万円、約7000万円の借金を抱えている計算になります。普通一般家庭の借金の限度は年収の5～6倍と言われますから、500万の年収ではせいぜい3000万がいいところなんです、すでに限度額の2倍以上も借金している勘定となっているわけです。

こんな生活が成り立つはずがない訳で、民間の会社ならばとっくに倒産しているし、家庭生活も完全に崩壊しているような状況が今の日本経済の実態となっているわけです。

これまでの政府与党の金の使い方がいかに国民生活とかけ離れ、利権追求の政官財癒着構造であったかを雄弁にものがたるものであります。

国民生活の安心・安全の視点にたった、また景気回復のための真の構造改革が喫緊の課題として求められているわけですが、今の政府与党にはその意欲も実行性も感ずることが出来ません。生活者・消費者の目線で政策決定できる民主リベラル政党を支援し、私たちの闘う所以がここにある訳であります。

全通山形の組織現状について申し上げます。

6月1日現在、郵政本務者1,690名（組織率66.8%）、再任用1名、事業団15名、短時間53名、準組合員44名、特別組合員9名の総計1,812名となっています。昨年同月比で、郵政本務者42名の減、組織率で0.4%ダウンとなりました。この1年間も各支部は真剣に組織拡大に取り組んできました。昨年6月以降だけ見ても、13ヶ月連続拡大ゼロの月は1回もありません。参院選挙に集中したことを考えれば、これは特筆すべき実績であります。そして、この1年で新たに91名が全通の仲間となりました。しかしながら定年や勸奨、あるいは効率化施策で退職を余儀なくされた人数を結果的にカバーしきれませんでした。

ただ、そのことによって各支部の真摯な努力や実績が色あせるということは少しもありません。

んし、むしろ自分たちの運動にますます自信と確信を持つべきと考えます。すでに7月1日付けの加入申込書がきています。

県内には未だに約300名の未加入者がいます。彼ら、彼女たちには当然ながら公社関連の情報は一切ありません。漠然とした不安を持ちつつ、一方では「仕事さえこなしていれば、なんとかなるだろう。局長がなんとかしてくれるだろう」と言う淡い期待のみを抱いています。ましてや自分たちが「事業の疎外者」と見られていることに気づいていません。全通は人もお金も出し合って行革対策に取り組んできました。同じ部内において、同じ仕事をしながら、これほどの差異があるのはまったく異常としか言いようがありません。未加入者を取り巻く周辺環境は確実に大きく変わりました。全通運動の正しさに堂々たる自信を持ち、未加入で居続けることの身勝手さと身分保全の危うさをはっきり知らしめ、全通加入に結びつけることと致します。

昨年は「伊藤もとたか」選挙に集中した1年でした。

2001年7月29日、この日は私たちにとって極めて意義深い忘れられない特別な日となりました。「たかが15万全通」が本気で候補者を立てるんですか、と揶揄されたように、選挙制度改革による初めての「非拘束名簿方式」と、連合組織内候補のなかでも圧倒的少数の組織人員、^(純一部)更には異様とも言える小泉人気の中、スタートラインからトリプルハンデを背負った闘いとなりました。反面、選挙戦が進むにつれ、負ければ郵政三事業が危い、一渦千里に民营化される、という危機感が組合員の胸に大きく広がり、他の産別より、「何故、この選挙を闘うのか」という目的意識が、よりハッキリしていたことも事実でありました。

結果、「伊藤もとたか」候補は、民主党比例で195,238票をとり、第6位当選を果たすことが出来ました。県内では4,025票、組合員1人あたり2.15票を獲得し、連合山形のなかでも得票率第1位の成績を収めることが出来ました。各支部と通寿会、更にご支援いただいた皆様のご奮闘に改めて敬意を表し、心より感謝を申し上げます。

具体的な総括は総会討論で豊富化していただきますが、選挙直後の真摯な総括論議を思い起こしていただき、分会と支部活動の活性化に全力傾注されることを要請いたします。

また、本年4月に執行された高島町長選挙では、全通組織内議員である「渡部あきら」さんが激戦を制し、見事初当選を飾られました。全通山形にとって初めての首長誕生であり、今後の郵政三事業の周辺環境を考えたとき、私たちにとって最大の理解者として各種ご支援を賜わることになります。米沢支部の果敢な取組みに心より感謝申し上げます。

7月には余目町議補欠選挙があり、余目分会出身の小松貞匡さんが全通組織内候補として立候補します。また、来春には統一自治体選挙があります。これらの選挙戦への取り組みもさらに真摯なものでなければなりません。

ところで郵政関連4法案の国会審議も山場に差し掛かり、行革対応もいよいよ最終ステージとなってきました。今は中央本部の判断と取組みに万全の信頼を寄せ、各級機関がそのセッションごとに、自分たちの任務をキチンと成し遂げていくことが、極めて重要な時期となっています。

例えば、1997年の行革会議中間報告以来、5年越しに及ぶ超ロングランの取組みになりました。^(東北)鈴木昭地本書記長・^(徳雄山形)吉村地区委員長時代に、中間報告を受けて初めて^(山形)地区本部が主催して開催した「労使セミナー」は、「内なる力をひとつに」と言うフレーズを生み出し、労使の立場を踏まえた共通認識の統一がいかに重要かを鮮烈に示しました。これを機に山形県の新たな労使関係が確実に一歩前に進んだことを実感したところです。

この間、各支部の皆さんには困難を伴うさまざまな取組みをお願いし、しっかりと実行していただきました。そのすべてを申しあげるのは出来ませんが、「郵政事業の現行経営形態堅持を求める要請書」の集約にはじまり、「支部労使セミナー」の開催、ビジョン21の活用、「春・秋の地本統一オルグ」による組合員の情勢認識の統一と意識改革、参議院議員選挙闘争、支部長による「県内全首長訪問」などなど、すべては郵政三事業の生々発展によるユニバーサルサービスの堅持と、組合員の雇用と家族の生活を守る取組みに集中してきたものであります。

また、これらの取組みと平行して「職場活性化施策」への対応や「郵便営業」、「人事交流」、「総合担務」、「郵便新生ビジョン」、「新集配システム」などの各種施策に対し、大変な議論を重ねながら、都度要求を対置し、苦勞しながらも能動的に対応してきた結果、「総合担務」は大幅な見直しがなされ、「人事交流」も常識の範疇に収まりつつあります。

郵政公社誕生を間近かに控えた現在、組合員の皆さんは少し複雑な感情を持っていることと思います。

郵政三事業が今すぐ克服しなければならない最大の課題は「高コスト体質」の改善と、労務管理優先の「行政管理型」から「経営管理型」への脱却です。とりわけ、厳しい競合・競争社会での公社経営を考えたとき、今の管理者の感覚で大丈夫なんだろうか、本当に経営者の感覚を持てるのだろうか、という不安が大きいのではないのでしょうか。ゆえに事業庁の徹底した教育・訓練を求めるところであります。郵政部内の「聖域なき改革」に対し、全通は最大限能動的に対応していると認識しています。

最後に、このたびの全国大会で吉村中央執行委員が非常に高い信任率で再選されました。全通山形は、これまでの多大なご労苦に感謝申しあげ、今後とも全力で支えていくことを表明いたします。本総会は全通山形の1年を振り返り、各支部の運動と個別課題をつきあわせ、成果と反省をしっかりと総括し、お互いが学びあう場として設定されています。活発な議論をお願いし、県連幹事会を代表してのご挨拶といたします。

と述べている。

ついで一般経営報告および2001年度活動総括に対する質疑・討論に移るが、事務局から「これからの運動展開」について、

- (1) 地方本部方針に基づく県連協の任務は地区本部時代より築き上げてきた「集い・みんなで話し合い・決めたことは全員で行う」との山形らしさを常に意識し、組織に対する信頼を高めるために、地方本部（県連協）－支部－分会の連携強化を図ることとします。
- (2) 私たちが求められているものは、2003年4月、郵政公社に向け、「事業と雇用と労働条件

を守る」三位一体の活動に集中することであり、公社移行後も働き続けるため、変化に対応できる組織と人づくりが任務になっています。

(3) 1998年に私たちは、「全通東北のめざすべき進路」に基づき、「全通山形のめざすべき進路」と「各支部のめざすべき進路」を中長期方針として策定し、活動を行ってきました。当時と比較し、郵政事業を取り巻く情勢に変化はあるものの、方針の基本的変化はなく、「組織の活性化は、支部の活性化と分会活動の強化」である事を再度確認したいと考えます。

(4) 私たちを取り巻く政治状況は、「有事法制」、「個人情報保護法」、「国家公務員制度改正」等、平和と生活権が脅かされようとしています。それらの動向に対しては、連合を中心とした地域共闘活動に主体的な取り組み強化が求められており、組織全体で取り組むこととします。ということが提起され、これらを踏まえて、「組織拡大」、「行革対応・参議院選挙総括」、「ビジョン21」を重点項目として議論が展開されている。そのなかで「組織拡大」については新規採用者や未加入者への働きかけに尽力しながらも、現実に組織率の低下が進んでいることに各地方支部は悩みを打ち明けている。また、7月15日から17日にかけて天童市の天童ホテルを会場に開かれる全通東北第53回定期大会への対応も話し合われている。この山形県連協総会が全通東北定期大会に先立って開かれたのも、この全通東北定期大会が天童市で開かれるということがあり、その準備のためでもあったのである。さらに、第43回衆議院議員選挙について全通第56回定期全国大会で全通が推薦を決定した重点候補が

日野市朗	民主・現	東北比例区
山花郁夫	民主・現	東京22区
田並胤明	民主・現	埼玉12区
小沢鋭仁	民主・現	山梨1区
大出 彰	民主・現	神奈川2区
赤松広隆	民主・現	愛知5区

であることも明らかにされている。

なお、本年は山形県連協の役員改選の年であったが、立候補した、

議 長	田村 潤治	(山形中央・再)
事務局長	逸見 康裕	(山形貯金・新)
幹 事	加藤 清	(酒田地方・新)
幹 事	今野 裕道	(山形中央・再)
会計監査	佐藤 秀治	(酒田地方・再)
会計監査	大沼 光弘	(山形中央・新)

が信任投票により選任されている。そして、これまで事務局長をつとめてきた安孫子昌章（米沢地方）は、東北地本執行委員に立候補するため退任している。

最後に、総会アピールとして、

総会アピール

全通山形県連絡協議会第3回定期総会は、国会での郵政関連4法案が審議の最中に開催された。2003年4月の郵政公社に向け、「事業と雇用と労働条件をまもる」三位一体の活動は無論であるが、真に国民の郵政公社にすべく、中央本部の判断と取り組みに万全の信頼を寄せ、各級機関が自分たちの任務をキチンと成し遂げることが重要である。

この1年間、各支部が果敢に取り組んだ組織拡大行動は、日常的な活動の積み上げによって大きな成果をあげることができたものの、効率化等により本組合員が減少していることを直視し、これまで以上に危機感を持った取り組みを強化しなければならない。

私たちは地区本部時代より築きあげてきた、「集い、みんなが話し合い、決めたことは全員で行なう」という、山形らしい運動を更に強化することにした。

「全通山形のめざすべき進路」と、「各支部のめざすべき進路」を中期方針として策定し、活動を行なってきた。「組織の活性化は支部の活性化と分会活動の強化」であるという重要性を考え、「めざすべき進路」を再度、確認した定期総会となった。

このことを基本にすえながら組織の総力を挙げて活動することを確認する。

2002年6月29日

全通信労働組合山形県連絡協議会第3回定期総会

という文言のものを発している。

この山形県連協第3回定期総会の終了直後の7月2日に投票が行なわれた東田川郡余目町の町議補選に全通山形の推薦で組織内候補として立候補していた元鶴岡地方支部余目分会員小松貞逞が当選している。

4. 全通東北地本の2002年度活動方針

7月11日、7月15日から17日にかけての全通東北第53回定期大会を前にして仙台市の仙台国際ホテルにおいて全通東北第13回執行委員会が開かれ、第53回定期大会運営の最終打ち合わせを行なっている。

7月15日から17日にかけての3日間、山形県天童市の天童ホテルにおいて全通東北第53回定期大会が開催されたが、開会の挨拶に立った東北地本執行委員長野中昭夫は、

本大会の任務は、大きく次の二点に要約される。

一点目として、私たちの雇用と将来をかけた「行革対応第四ステージ」の取組は、いよいよ最終局面を迎えている。そして、「日本郵政公社」の発足は大きな転換期となる。まずもって、これまで全通が取組んできた道筋に、自信と確信を持ち、再度、情勢認識の統一を図り、全通東北として「一条乱れぬ」体制確立が必要と判断する。

その上で、二点目として、新たな環境の中で、「事実も組織も職員も」大きな変革が求められている状況を全体で受け止め、公社設立を契機に「新たな運動軸」の策定が必要と判断する。組合員一人一人が運動に参画し、郵政公社の立ち上げと、公社移行後も生々発展できる全通組織をどう創り上げるのか、という課題である。

新生全通東北となって一期二年、これまでの総括を積み上げつつ、是非とも将来を見据えた議論の集中を要請したい。

ここ天童は、「将棋の駒」と「温泉」と「さくらんぼ」が有名であり、とりわけ将棋の駒の生産では、日本全体の九〇%がここ天童で生産されていると伺っている。

将棋の発祥地は実はインドで、日本には奈良から平安時代にかけて伝わってきた。

将棋の世界は労働運動と同じであり、先の先を読んで戦略を組み立て、じっくりと腰を据えて戦わないと、勝負に勝てない。

郵政公社は、今国会で立ち上がることはほぼ確定的であり、その後、秋口にかけて大きな闘いが待ちうけている。民営化攻撃と民間参入の飛車角が飛んでくる。例え小泉だろ^(純一郎)うが、民営化だろ^(純一郎)うが、歩には歩なりの意地があり、歩を大同団結させ、雇用と労働条件を守っていかなければならない。

今大会の任務について、大きく分けて四点申し上げたい。

一点目は、郵政公社に対応しうる全通東北の運動を構築する大会にして頂くこと。

郵政公社は、企業会計原則が導入をされ、予算主義から決算主義となり、その精神と意識が末端の郵便局まで強く浸透してくると思われる。また、新たな人事制度は、結果の平等から機会の平等が、より鮮明に出され、実績、成果に基づいた処遇が強調されてくると思う。

また、これからの労働運動のあり様は、地域住民に多方面に亘っては社会的影響力を持った全通信労働組合に大きく成長していかなければならない。

すなわち、郵政公社に対応しうる運動とは極めてすそ野が広く、奥深い意味合いを持っている。

この難局を乗り越えていくには、今大会のキーワードである「信頼」、「団結」、「挑戦」で、中央本部、地本、支部、組合員が一本の糸で結ばれ、運動は皆で創っていかなければならないということである。

二点目は地本交渉について申し上げる。三段階機関運営になって二年、地本は指導機関でもあり、交渉機関でもある。

この二年間、内局五名の少人数のスタッフで、対郵政局交渉をするかたわら、各支部からのオルグ要請に応えてきたところである。正直申し上げてハードな書記局運営だった。

それでも、日夜職場で、ご苦労している組合員の思いを、何とか、その期待に応えてやりたいたいの思い一筋で交渉してきた。昨年の大会あいさつでも申し上げたが、上がってきた要求は、決して「棚上げせず」、「引き出しに入れず」の精神で、長年の懸案であった総合担務をはじめ、様々な交渉課題を往復運動を丁寧に行いながら、真正面から取り組んできたところである。

しかし、すべての課題について組合員の「かゆい」ところまで手が届いたのかと言われると、届ききれなかった部分もあったらうと思っている。ご理解を賜りたい。

郵政公社が立ちあがった以降の、地方交渉のあり様は、三事業の収支決算の動向と雇用・労働条件とは切っても切れない表裏一体で進行してくる。

従って、私たち労働組合も、経営に無関心ではいられない時代の到来である。経営陣には、常に健全経営を求め、建設的なチェック機能の役割と要求が必要となってくる。

三点目は、日常の組織運動の強化である。

全通は、いまさら言うまでもなく、単一組織であり、中央本部、地方本部、支部の三段階機関運営である。三つの機関は上部、下部の関係で結ばれている。しかし、一方で、執行権・議決権はそれぞれ所有しており、それぞれ独立した機関でもある。

常に組合員の視点に立って、「皆で決めたことは皆で守る」を基本に、「知る、知らせる」、「集い、語り合う」を合言葉に、それぞれの機関が創造性豊かな企画を立案し、自らの組織は自らが活性化させ、世の流れに乗り遅れない運動を創っていく事が大切である。

四つ目の大会任務は、組織拡大である。

七月一日現在の組織状況は一四、二九八名、組織率六七・二％である。組織拡大は、今年度合計六〇二名の拡大である。この間、献身的に組織拡大に取り組んで頂いた各支部、分会の皆さんに深く感謝申し上げたい。

全通東北の今年度の目標は組織率七〇％の達成であり、組織の総力を挙げて目標を達成する支部大会にして頂きたい。

次に行政改革の取り組みについて申し上げる。

戦後五〇年、日本の政治、経済、社会、行政、教育とあらゆるシステムが制度疲労を起こしており、構造改革はたしかに必要である。

当然、郵政事業も構造改革は必要である。しかし、それを郵政事業の民営化とすりかえてはならない。

これまで郵政事業は、あまりにも政治の具にされてきたと思う。政治力学の中で様々なフィルターを通して議論的にされてきた。どんな組織、団体でも、政治力と世論をバックに、わが組織、わが団体を守ろうとする。しかし、それは力の強弱は別にして、決して悪いことではない。

全通は、政治力も地域住民に世論形成をできる総合力を持った労働組合である。

私と県連協議長は、東北六県選出の国会議員五一名の地元事務所全部を回った。また、全専従者が永田町の議員会館を回り、対策を行ってきたところである。

各県連協は、自民党をはじめ与野党の国会議員を講師に呼んで県単位で労使セミナー開催をしてきた。各支部長の皆さんには全市町村長対策をお願いしてきた。

次に民営化の流れについて申し上げる。

今、郵政事業は、一〇〇年に一度あるか無いかの大変革期に遭遇している。私たちは、民営化という言葉を目にたこができるほど聞かされてきた。

民営化の流れは大きく分けて三つあると言える。

その一つ目の流れは、言うまでもなく小泉総理であり、郵政民営化論を自分の政治理念とし、政権維持の具(純一郎)にしている現状。

二つ目の流れは、大蔵、郵政の百年戦争とよく言われるが、郵貯、簡保の金融部門を財務当局の管理下におきたい狙いがある。

現在、日本は世界最大の借金大国であり、国、地方の借金である国債・地方債六九〇兆円である。国民一人五〇〇万以上の借金を背負わされていることになる。

郵貯、簡保資本を国の財政再建の一駒に利用するには、民営化が好都合ということである。

三つ目の民営化論の流れは、マスコミ、民間企業、とりわけ銀行協会等のグループの動きである。

日本の金融システムを歪めているのは、巨大化した郵貯、簡保であると言っている。

先の見えない日本経済を救うには、銀行の不良債権処理が必要であるとし、これまで六〇兆円もの税金を大手銀行につき込んできた。その税金がどのように使われているか。九七年に日本長期信用銀行に四兆六、〇〇〇億円もの税金を公的資金と称してつき込んだ。その後、国有銀行にして、アメリカの投資会社リップウッド社にたったの一〇億で走り飛ばした。

最近の銀行経営者にはモラルがない。

公的資金を投入した銀行は、経営健全化計画を金融当局に出すことが義務付けられているそうであり、ある銀行は経営健全化計画書の中で、役員の退職金を六、〇〇〇万支払う計画書を出しておいて、実際は一億四、九〇〇万が支払われたそうである。

九六年に住專問題が起きたときは大騒ぎをし、そのときの全額は六、八五〇億であり、今は六〇兆である。

職場で全通組合員が汗水流して集めた郵貯と簡保のお金が、日本の金融システムをおかしくしていると言ういいがかりと、民営化論とはまったく関係ないことである。

次に労使関係について申し上げる。

郵政三事業は、人で支えられている事業である。事業を守るには人を守っていかなければならない。

郵政局は地域の経営戦略を明確に打ち出し、郵便局の支援機能として経営管理を行い、事業の活性化を図るべきである。

郵便局は、地域、利用者のニーズの付託に応える郵便局経営に専念すべきである。

松下幸之助さんの語録にみられる「松下電器は文化的な生活をできる家電を作る人を造っております」と言った経営哲学は有名である。

日経連の奥田会長は経営者セミナーの講演の中で、今、企業が健全経営に真剣に取り組まなければならない最大の課題はリストラや目先の利益ではない、「いま働いている人の活力を再生させる」ことであり、いかに従業員の向上心を満足させ、やる気、意欲のある従業員に働く場の提供をし、働いた業績を正当に評価し、働く人の活力を活性化させることができるか、それが経営者の手腕であり、経営者の責任である、と言っている。

先の見えない不況が続く中、好況を続けるトヨタ、本田、ソニー、キャノンの大躍進の秘訣は、「働く人の活力を再生させる」ことに視点をおいている。

郵便局の現場管理者は、職場が伸び伸びと能力を発揮できる明るい職場環境を作っていただきたい。

最後に、昨年の参議院選挙について申し上げたい。

昨年七月に参議院選挙、本当に御苦勞様でした。改めて執行委員会を代表し、組合員ご家族の皆さん、そしてご支援、ご協力頂いた関係各位の皆様方に衷心より御礼を申し上げたい。

昨年、福島磐梯熱海で開催した第五二回定期大会は伊藤基隆勝利総決起集会の大会だった。目的はただひとつ、組合員の雇用を守る闘いそのものであった。発言の中で、「各支部の日常運動が数値で結果として出るのだから、全通東北五一支部が一丸となって頑張ろう」とあり、支部運動の活性化については、「自らの組織は自らが活性化させ、地本と支部の運動を一体化させよう」との声があった。

全通東北の看板である「やるべきことはやる、言うべきことは言う」を着実に実践し、運動を飛躍させる事が大切である。

大会構成員の真摯な討論で、今大会の成功と更なる全通東北の団結が深まることを心から期待する。

と述べている。

ついで、2002年度活動方針の審議に入り、

I. 信頼、団結、挑戦

私たちは、「信頼」、「団結」、「挑戦」をキーワードに、21世紀への展望を切り開く取り組みを進めて行きます。

ということを基本姿勢として、

II. 活力ある組織づくりを目指して

「組合員と家族の幸せ」を基本に据えます。この目的を達成するため、組織戦略を明確にした分かり易い指導の徹底と、地本から、支部・分会・組合員までの双方向の意思疎通を充実させ、組合員全員を郵政公社に結集させます。

1. 全通東北の基本スタンス

- (1) 私たちは、「事業と雇用と労働条件」を三位一体と捉えます。2003年の郵政公社を組合員参画のもとに立ち上げ、公社移行後もその経営に責任を持ち、生々発展させることとします。変革を求められる前に、主体的に自己変革を推し進めることが重要です。環境の変化に的確に対応できる「組織づくり」を進めます。
- (2) 情勢を的確に捉え、先見性を持って機敏に対応できる組織づくりが必要です。中央・地方・支部・分会・組合員と続く「双方向の意思疎通ライン」を丁寧な組織運営で充実・強化し、組織の活性化を進めます。
- (3) 郵政公社に相応しい「新たな労使関係」の確立が必要です。その基本を、郵便局ネットワークをもって国民生活の向上に寄与する「生活支援ネットワーク事業」の発展と、市場競争に耐えられる事業運営におきます。責任組合として「やるべきことはやる」

「求めるべきは求める」の姿勢で、東北の事業推進を図るとともに、管理運営型から経営者への質的転換を強く求めて行きます。

2. 参議院選挙闘争から学んだもの（略－岩本）

3. 三段階機関運営（新生全通東北）の前進に向けて

(1) 第51回仙台大会で三段階機関運営がスタートして2年が経過しました。新たな「東北は1つ」の基本理念は、自らの手で組織を改善・改革する意識を持って「運動」,「組織」,「認識」を一体化させること。組織の活性化に向けた自立的な活動を強化すること。ビジョン21に基づく果敢な地域行動を創意工夫の中で積み上げること。各級機関の連携強化で、「事業と雇用を守り、労働条件の向上」を図ること。これら全ての行動に全組合員が結集し、「存在感と創意性のある全通東北の運動」を構築することにあります。

(2) 地方本部は、組織指導および交渉機関です。県連協は、地本執行委員会決定事項に付加価値を付け、創意工夫した取り組みにより全通東北の運動を具体的に実践する機関です。支部は運動最前線における執行権のある実践機関です。この2年間、地本内局配置役員は郵政局対応、交渉対応、及びオルグを重視した組織指導に努めてきました。県連協派遣役員は、その基本的任務をオルグとし、組織拡大・強化の取り組み、支部との丁寧な往復運動の展開、支部運動の活性化に向けた取り組みを強化してきました。結果は、「東北は一つ」の理念に向け、前進が図られたものと判断しています。

(3) 2002年度は専従役員配置のあり方を見直し、内局8名・各県連協1名の配置とします。この目的は、2年間の総括の上に、三段階機関運営の早期定着と全通東北の組織戦略に基づいた運動の推進を図るため必要不可欠と判断したものです。そのため東北全体を14名の専従役員が連携してカバーするとともに、支部と一体となり、運動展開を図ることとします。

4. 支部組織の活性化に向けて

(1) 「中央本部－地方本部－支部」の三段階機関運営における支部の位置づけは、運動（職場）の最前線における執行権のある「実践機関」となります。支部は、組合員に対して上部機関の指導内容や現時点における最新情報等を正確に伝えること、執行機関・交渉機関として「組合員」に最も近い立場で活動を展開し、適切な指導や助言を行うこと、組織の自立・活性化に向け、組合員ニーズを汲み取り、創意工夫した機関運営を行うことで組織への求心性を高めること、等の重要な任務と役割を持っています。

(2) 郵政公社移行後の組織運営を展望した時、組合員の期待に応えるためにも、より一層の組織活性化が必要であり、支部における丁寧な議論と認識統一、そして、具体的な実践行動が必要です。郵政関連職場に働く者の「仲間意識の再構築」を図り、労働組合としての「基本動作」を大切にしつつ、組合員の自己実現や生活をサポートでき

る「希望に満ちた組織づくり」を進めることとします。

- (3) 今年度は、「集い、語り合う」、「総対話運動」の実践を重点課題とします。オルグは一方通行であっては組織の力と成り得ません。組合員の本音ベースの意見や要望が、分会・支部を通じて地本へ集約できる体制を強化します。「組合員の声」を組織運営に活かす運動を強化することで、組織活性化を目指して行きます。

という形で全通東北のあり方を提言し、

Ⅲ. 取りまく情勢について

1. 行政改革の動向
2. 郵政三事業の現状

を俯瞰するが、郵政三事業のうち<郵便事業>については、

東北における3月末の郵便販売収入状況は、対目標額推進率97.0%で全国9位ですが、対前年比推進率93.8%は全国12位と大きく落ち込んでいます。この要因は、料金適正取納をはじめとし、大口の企業郵便の減少、年賀の減少と分析されます。又、郡山・仙台・山形・盛岡市にサテライトセンターが進出しており、対抗策としての集荷体制強化が求められています。郵政局は、郵便新生施策の円滑な推進と品質管理の徹底、企業郵便の確保、プロフィットセンターの施行、等を新年度の重要課題と設定し、取り組みを強化するとしています。

と、<為替貯金事業>については、

東北郵貯は、V21を平成12・13年度通算で定額・定期への預入額71.4%の好成績で乗り切り、利用者拡大を目指して取り組んだ公共料金自動払込・給与預入・年金自動受取りは順調に推移しています。又、自治体の給与預入導入率は68.8%、公金自動払込み導入率は96.7%となっており、郵貯オープンネットワーク化の推進として178社とのATM提携サービスを提供しています。平成14年度は、公社化に伴う企業会計原則の導入により、資金運用業務を円滑に実施できるよう対応するとしています。

と、<簡易保険事業>については、

東北簡保の保有契約、及び、新規契約も全国と同様の傾向で減少しています。平成13年度は、新規契約件数・失効解約率が目標未達成となりました。又、15年継続してきた「普通局保険営業目標額全局達成」もストップしました。平成14年度は、信頼とニーズに応えるサービスの提供、基本に忠実な積極的営業活動の展開、及び、期間（月別・営業期別）推進計画の進行管理の徹底で、満期代替契約の確保を目指すとしています。とみることによって、いずれも楽観を許せない状況にあることが組合の立場から指摘されている。そして、全通の2002年度運動方針とリンクさせる形で、

Ⅳ. 2002年度の重点課題

1. 組織拡大・強化の取り組み
2. 教宣活動の強化と活動家の育成に向けて

3. ビジョン21のステップアップに向けて
 4. 行革対応第4ステージの取り組み
 5. 雇用と労働条件課題の取り組み
 6. 政治課題の取り組み
- V. 主要課題の取り組み
1. 組織の活性化に向けた具体的取り組み
 2. 青年部活動の飛躍を目指して
 3. 連合運動と社会運動課題への取り組み
 4. 男女共同参画社会の実現
 5. 福祉活動の強化
 6. 国際交流
- VI. 部門別活動の強化
1. 通送部門の取り組み
 2. 簡易保険事業団部門の取り組み
 3. 医療部門の取り組み
- を打ち出しており、承認をえている。

5. 全通信労働組合東北地方本部規約の改正

つぎに、全通信労働組合東北地方本部規約の一部が、

第1章 総 則

(目的)

第3条 組合は、組合員の団結と相互扶助によって、つぎの事項を実現することを目的とする。

- (1)
- (2)
- (3)
- (4)
- (5)
- (6)

第2章 組合員

第1節 組合員の資格及び地位の獲得

(組合員の地位の喪失)

第9条 組合員は、次に掲げる事由が生じたときは組合員たる地位を失う。

- (1)
- (2)
- (3)
- (4)
- (5) 中央本部規約第6条第2項各号の欠格事由
- (6) 中央本部規約第55条第3項の地位喪失事由
- (7) 中央本部規約第55条第2項の地位喪失事由

第3章 機 関

第1節 全国大会及び中央委員会

(全国大会代議員、中央委員の選出)

第14条 全国大会代議員の選出については、中央本部から地方本部に割り当てられた定数を、各県連絡協議会ごとの3月1日現在の組合員数の比率により按分し（小数点以下は四捨五入）、各県連絡協議会ごと定数を定め、各県連絡協議会単位の選挙によって選出された代議員を、地方本部の代議員とする。

2. 中央委員は、中央本部から地方本部に割り当てられた委員定数により、地方本部を一つの単位とした選挙によって選出する。

3. (削除)

第2節 地方大会

(地位及び権限)

第15条 地方大会は組合の最高議決機関とする。

下記の事項については、地方大会の決議により決定しなければならない。

- (1) 規約の改正
 - (2) 組合の解散
 - (3) 活動方針
 - (4) 他団体への加入、他団体との連合およびこれらの団体からの脱退
 - (5) 予算および決算
2. 前項の第1号および第2号の議決は直接無記名投票による全代議員の3分の2以上の賛成によらなければならない。
3. その他、地方大会の運営は全通信労働組合議事規程を準用する。

(構成)

第16条 地方大会は、代議員、規約第34条の役員をもって構成する。

2. (削除)

3. (削除)

(招集の決定)

第17条 地方大会は、執行委員会の決定に基づき、地方本部執行委員長が招集する。

(招集の告示)

第18条 地方大会を招集する場合には、地方本部執行委員会は30日前までに、日時、場所及び議案を、組織機関紙で告示しなければならない。

(代議員)

第22条 代議員は地方大会に出席して、提出された議案を審議し、議決を行う。

2. 代議員は、毎年6月、県連絡協議会毎に、組合員の直接無記名投票によって選出する。但し、事業団支部からの代議員1名を保障する。

3. 代議員は、300名に1名の割合で選出するものとし、端数については、151名以上の場合に1名とし、毎年5月1日の組合員数に基づいて代議員定数を定める。

(運営)

第23条 地方大会の運営は、全通信労働組合議事規程を準用する。

第3節 地方委員会

(地位及び権限)

第24条 地方委員会は、地方大会に次ぐ議決機関とする。

2.

(1)

(2)

(3)

(4)

(構成)

第25条 地方委員会は、地方委員、規約第34条による役員をもって構成する。

(招集の決定)

第26条 地方委員会は、地方本部執行委員会の決定に基づき、地方本部執行委員長が招集する。

(定足数、表決)

第28条 地方委員会は、構成員3分の2以上の出席がなければ、議事を開くことができない。

2. 地方委員の構成のうち、地方委員以外の者は議決権を有しない。

3. 議事は、地方委員の3分の2以上が出席し、議長を除く出席地方委員の過半数の賛成をもって決するものとし、可否同数のときは議長の決するところによる。

(地方委員)

第29条 地方委員は地方委員会に出席して提出された議案を審議し、議決を行う。

2. 地方委員は、地方大会の代議員の中から県連絡協議会ごとに選出する。

3.

4.

5.

(運営)

第30条 地方委員会の運営は、全通信労働組合議事規程を準用する。

第4章

(役員)

第34条 組合に次の役員を置く。

執行委員長 1名

副執行委員長 若干名

書記長 1名

執行委員 若干名

特別執行委員 若干名

青年部長 1名

会計監査 若干名

(任務と権限)

第35条 役員の仕事と権限は次の通りとする。

(1)

(2)

(3)

(4)

(5)

(6)

(7)

(8) (削除)

(選出と補充)

第36条 役員は、組合員の中から地方大会において代議員の直接無記名投票により選出する。

2. 但し、執行委員のうち、県連協議長、事務局長以外の役員については、各県連協の報告に基づき地方大会で承認する。

また、青年部長については、地方本部執行委員長が任命する。

3. 会計監査員のうち、3名は地方大会で選出する。また、各県連協派遣の会計監査員については、各県連協の報告に基づき地方大会で承認する。

4.

第5章 組織構成

第1節 総則

(支部組織の義務)

第39条 支部組織は、規約、地方大会、地方委員会の決定、及び地方本部執行委員会の指令・指示に従わなければならない。

第2節 支部

(執行機関)

第43条 支部に執行機関として支部執行委員会を置く。

2. 支部執行委員会定数は、3月1日の組合員数を基準とし、以下のとおりとする。

100名以下 7名

101名以上150名以下 8名

151名以上250名以下 9名

251名以上350名以下 10名

351名以上450名以下 11名

451名以上550名以下 12名

551名以上650名以下 13名

651名以上750名以下 14名

第6章 補助組織

(連絡協議会)

第45条 地方本部は、地方本部の執行を補助するために、原則として各県単位の連絡協議会（略称：県連協）を設置する。

2. 設置する県連絡協議会は、青森県、岩手県、秋田県、山形県、宮城県、福島県の6県連絡協議会とする。

3. 連絡協議会には、幹事会を置く。

4. 幹事会に次の役員を置く。

議 長 1名

事務局長 1名

幹 事 2名

会計監査員 2名

5. 幹事会役員は、県連絡協議会総会において推薦を受け、地方大会で選出する。

(連絡協議会総会)

第46条 県連絡協議会総会は、総代、規約第45条第4項の役員をもって構成する。

第47条 総会は毎年、定期地方大会の前に開催することとし、地方本部執行委員長が招集する。

第48条 総代定数は、5月1日の組合員数により算出する。

2. 総代定数は、50名に1名とし、端数は25名以上1名とする。但し、55名を上限とする。

3. 総代定数の範囲において、輸送支部、事業団分会（県連絡協議会で1分会とみなす）の総代1名を保障する。

4. 総代の選出については、総代定数に基づき、支部毎に按分し、支部長が指名する。

第7章 会計

第1節 組合員

(組合費の種類)

第46条は第49条に、以下、各条3条ずつ繰り下げとなり、第54条は第57条となる。

附 則

(規約の施行)

この規約は、1999年7月23日に改正し、2000年の定期大会時より施行する。

この規約は2000年7月27日より改正施行する。

この規約は2002年7月15日に改正施行する。

のように改正されている。

さらに、平和労組センター等からの離脱について、という議案が、

<提案理由>

- (1) 全通の基本方針は、政治課題を含むすべての共闘運動を「連合運動」に収斂することとなっています。従って、全通中央本部は平和フォーラムにも加盟していません。地方における加盟問題について、「当面地方判断」となっているのは、支持政党等との関係で混乱を回避する暫定措置といえます。
- (2) 全通東北は単一組織であることを踏まえ、組織運営、及び、財政一元化の観点から、この課題に区切りをつけることが必要と判断しました。
- (3) 政治方針、平和・環境問題等、連合結成に至った経緯と判断を尊重することが重要であり、全ての課題を連合運動に収斂し、運動課題の前進に向け、全力を傾注することとします。併せて、各種選挙闘争には、全国大会決定とこれを受けた地本大会確認に基づき統一対応で臨むこととします。

<提案内容>

- 第53回地本大会をもって組織として統一的に、「青森県平和推進労働組合会議」、「秋田県平和運動推進労働組合会議」、「宮城県平和運動推進労働組合会議」、「山形県平和推進労働組合センター」及び「福島県平和フォーラム」を離脱します。従って、各県内の下部組織についても自動的に離脱となるものです。

という形で提案され、可決されている。この結果、山形県連協議長田村潤治が山形県平和運動推進労働組合センターの副議長をつとめていたが、県連協としてセンターからの離脱を余儀なくされることになる。

今年度は役員改選の年であったが、信任投票で、

執行委員長 野中昭夫 岩手・北岩手地方・再
副執行委員長 大越裕好 福島・郡山地方・再
副執行委員長 泉 建吾 青森・青森地方・再
副執行委員長 吉田 進 岩手・盛岡貯金・新
副執行委員長 伊藤雄悦 秋田・北鹿地方・再
副執行委員長 南部 稔 宮城・仙台中郵・新
副執行委員長 田村潤治 山形・山形中央・再
副執行委員長 星野光一 福島・会津西地方・新
書記長 鈴木順一 宮城・仙北地方・再
執行委員 林郷俊也 青森・青森地方・再
執行委員 西村智雄 秋田・秋田地方・再
執行委員 上村裕次 岩手・盛岡貯金・新
執行委員 千葉昌宏 宮城・仙台貯金・再
執行委員 安孫子昌章 山形・米沢地方・新
執行委員 坂本行生 青森・青森地方・再
執行委員 伊藤 洋 岩手・三陸地方・新
執行委員 東海林 悟 秋田・秋田中央・再
執行委員 小田島光夫 宮城・仙台簡保・新
執行委員 逸見康裕 山形・山形貯金・新
執行委員 高萩健二 福島・いわき地方・新
執行委員 山中豊明 宮城・日通・再
執行委員 寒河江浩市 山形・事業団・新
会計監査 三浦和彦 福島・伊達地方・新
会計監査 工藤幸美 青森・弘前地方・新
会計監査 大友俊道 宮城・仙台貯金・新
特別執行委員 山本信悦 連合青森会長・再
特別執行委員 千葉富大 連合岩手副事務局長・新

という顔触れが選任されている。

なお、東北地本第53回定期大会終了後、同会場で7月17日から18日にかけて全通東北新旧役員会が開かれているが、引き継ぎ後、新年度の全通東北第1回（全体）執行委員会が行なわれ、担務分担が決定されている。

6. 日本郵政公社法の成立と全通東北秋期オルグ

7月29日には仙台市の仙台国際ホテルにおいて全通東北第1回三役会議が開かれる。

8月10日には酒田市のガーデンパレスみずほで民主党山形県連大会が開かれる。

8月22, 23日には仙台市秋保温泉のホテル岩沼屋で全通東北第1回青年委員会が開かれている。

8月26, 27日には寒河江市のホテルシンフォニーにおいて全通東北第2回(全体)執行委員会が開かれている。

8月28, 29日には寒河江市のホテルシンフォニーで全通山形県連協第1回支部長・書記長会議が開かれ、「各級機関大会総括(地本, 連協・支部)」が行なわれるとともに「2002年度年間活動骨子」を決定している。

9月2, 3日には仙台市秋保温泉のホテル岩沼屋で全通東北第1回支部長会議が開かれる。

9月9日, 全通山形地区本部以来, 長年にわたって書記を務めてきた県連協職員高橋義昭が東北地本勤務となる。

9月12, 13日, 仙台市で東北地本青年部長会議が開かれている。

9月20日, 東京のホテルイースト21東京で, 全通地本・県連協代表者会議が開かれている。

9月24, 25日, 仙台市秋保で全通東北第1回支部書記長会議が開かれている。

9月26日, 仙台市秋保で全通東北第3回執行委員会が開かれている。

9月28日, 全通東北第1回男女共同参画委員会が開かれている。

10月4, 5日, 山形市の県勤労者福祉センターで山形県連協第1回青年部長会議が開かれ, 2001年度各支部活動総括のあと, 2002年度年間活動方針を決定するとともに, 組織拡大をめぐる論議が行なわれた。

10月7, 8日, 宮城県宮城郡松島町で全通東北第4回執行委員会が開かれる。

10月11日, 山形市の県勤労者福祉センターで山形県連協第1回幹事会が開かれ, 秋期統一オルグ, 統一自治体選挙, 衆院補選山形4区への対応, 組織拡大の取り組みを決定するとともに, 郵便区調整に関する要求集約を行ない, さらに8月28, 29日の支部青年部長会議の報告を受けている。

10月22日, 全通東北秋期統一オルグが始まり, 山形貯金支部に対するオルグが山形市の山形貯金事務センター仮設会議室において35名の参加をえて, 東北地本執行委員千葉昌宏によって行なわれる。

10月30日, 再び山形貯金支部に対するオルグが山形貯金事務センター仮設事務室において, 20名の参加をえて, 県連協事務局長逸見康裕によって行なわれる。

11月6日, 米沢地方支部置賜ブロックに対するオルグが米沢市のアクティ米沢において70名の参加をえて, 県連協議長田村潤治によって行なわれる。

11月7日, 米沢地方支部東置賜ブロックに対するオルグが南陽市のえくぼプラザにおいて65名の参加をえて, 県連協議長の田村によって行なわれている。

11月7日にはまた山形中央支部に対するオルグが山形市の協同の杜において110名の参加をえ

て、東北地本執行委員長野中昭夫によって行なわれている。

11月7日にはさらに山形市のパレスグランデールにおいて連合山形第15回年次大会が開かれているが、県連協議長田村潤治が引き続き県連合副議長に再任されている。

11月8日、山形市の県勤労者福祉センターで県連協第1回支部長会議が開かれ、第117回臨時中央委員会の議案審議が行なわれている。

7. 第117回臨時中央委員会

11月9日、東京・水道橋の全水道会館において第117回臨時中央委員会が開催される。冒頭、挨拶に立って全通中央執行委員長石川正幸は、2003年4月1日の日本郵政公社への移行を前提として、「プラス志向で公社へ」ということを全組合員に呼びかけるが、その要旨は、

公社の設立は最終局面を迎えようとしている。経営組織のあり方、人事・処遇のあり方、労使関係のあり方、特に人事制度改革案については協約事項でもあり、ていねいな機関運営をはかっていく。

(純一郎) 小泉内閣は「俸給表の見直し」に言及する閣議了解を強行した。これは労使自治への不当な介入であり、強い憤りを表す。

全通は、あくまで仲裁裁定に基づく処理を基本に、精一杯のとりくみを展開していく。

事業が縮小傾向、マイナス賃金という状況は、マイナス志向につながりかねない。事業に「活力」を見出し、組合員に「安心」を提供する。そして、プラス志向で公社経営を語り合う。そのリード役こそ、労働組合の任務だと考える。

その1つとして、全通の新たな政策提言「郵政事業の経営戦略と新たなサービス」では、公社の具体的なサービス展開を提案している。いよいよ「提言」から「実現」の時間帯である。中央・地方が一体となって、プラス志向で政策の実現をめざしていこうではないか。

2つとして、「組合員の安心」を追求し、運動として収斂させていくことも重要な課題であると考えられる。そのためにも、共済生協運動の強化とともに、郵政部内のスケールメリットを活かした「新たな福祉政策」を早期に策定し、議論することが重要である。

今回、団結の象徴として設立した「富士見ハイツ」について提起している。諸先輩のご苦勞に思いを馳せつつ、苦渋の選択に至ったことを是非ご理解を賜りたい。

全通は、今日まで幾多の困難を組合員の英知をもって乗り越えてきた。その自信と確信をもって、マイナス志向からプラス志向への運動を創りあげなければならない。というものであった。

議案は、まず「02年新賃金交渉、年末始特別繁忙手当の見直し、特別昇給制度の見直し」についてであったが、10月18日の『全通新聞』号外所載の「提案にあたって」において、

1. 日本経済は、国内のマイナス成長に加え、世界同時株安の連鎖を断ち切れない状況にあり、経済危機は深化の一途をたどっています。所得や雇用に対する将来不安は、ますます消費意欲の減退をまねき、デフレ経済の悪循環が長期化する傾向にあります。この悪循環を断ち切

るため、セーフティーネットの再構築をはじめ、経済・産業・雇用・社会保障等に対する政府の対策が喫緊の課題となっています。

2. こうした中で2002年春季生活闘争は、政府に対し緊急的な雇用創出策を求めること等を柱とした「雇用優先」の闘いを連合の仲間とともに推進してきました。併せて私たちは、全通がめざす郵政公社の実現に向け、中央・地方が一体となって公社法の成立に全力をあげてとりくみを展開してきました。
3. 新賃金交渉をめぐる経過については、「民間賃金準拠の原則をふまえ、実質賃金の引き下げ」を主張する経営側と激しく対立し、中央労働委員会の調停が不調に終わるという極めて遺憾な結末に至りました。国営企業各組合は、その後の自主交渉を打ち切り、9月5日、賃金紛争の早期解決を求め、中央労働委員会に仲裁申請を行ったところです。
4. 一方、人事院は、8月8日に一般公務員の月例給を2.03%引き下げるという史上初のマイナス勧告を行いました。併せて、一時金についても0.05月削減するとともに、支給回数を民間と同様に年2回に見直すこと等が主な内容となっています。
5. こうした諸情勢のもとで開催される第117回臨時中央委員会は、10月末頃に仲裁裁定が出されることを想定し、2002年新賃金交渉の経過と仲裁裁定および裁定以降の考え方を提起するとともに、併せて2002年度年末特別繁忙手当の見直し、研修終了に伴う特別昇給制度の見直し、(財)全通福祉センターのあり方を議案として提起することとします。なお、上記の日程および諸手続き等を考慮し、仲裁裁定にかかわる部分を「2002年新賃金交渉について(2)」として、(財)全通福祉センターのあり方を「第117回臨時中央委員会・第2号議案」として別途発出します。

としたうえで、

「第117回臨時中央委員会の主要課題」と題して、

<2002年新賃金交渉について(1)>

1. 連合の2002年春季生活闘争方針
2. 連合国営企業部会の2002年春季生活闘争方針
3. 全通2002年春季生活闘争方針
4. 3月段階の2002年春季生活闘争をめぐる特徴的な情勢

を要約し、

5. 調停申請までの交渉経過

を、2002年3月7日、全通中央本部は政府に対して全通第116回中央委員会で決定をみた「連合国営企業部会の統一方針に基づき、賃金格差は正分を含めた『500円』の賃金水準改善要求と時間短縮等の総合労働条件改善を求める要求」をふまえた「新賃金要求に関する要求書」を提出したのを手始めに、3月20日には「労働条件改善に関する要求書」を提出し、自主交渉を展開してきたが、政府が、4月19日、給与関係閣僚会議における国営企業各当局の「具体的回答はできない、実質賃金引き下げの必要性がある」という発言を了承し、これを承けた総務省が、4月23日、

⁽²⁰⁰²⁾「本年4月1日の郵政事業職員の定期昇給は5,814円（1.93%）である」とし、「民間賃金の動向等を踏まえ、対処するという原則にかんがみると、本年度の賃金水準を実質引き下げる必要があると考えられる」とし、「民間企業の賃金交渉の妥結状況を考慮すると、現段階においては具体的に回答できる状況にない」ので、「引き続き、諸般の情勢を見極めたい」と文書回答してきたこと、そして、これを不当な回答とみなした全通中央本部は国営企業部会各組合の統一見解として、この回答の内容は「絶対に認められない、直ちに撤回し、再検討・再回答」を強く求めたことから団交は一時中断ということになった。その後、中央本部は総務省との間に非公式に事態の打開に向け、協議を重ねてきたが、5月30日、再開後の団体交渉において国営企業部会各組合の統一見解として、「①民間企業においては定期昇給分は確実に確保され、賃金水準は維持されていること、②民間との格差は早期に是正すること、③良好な労使関係の維持に向け、円満に解決をはかること、④民間賃金準拠の原則を引き続き遵守すること、⑤調停に移行した場合でも、早期解決の努力と第三者機関の判断を尊重すること」などを表明し、これまで確認してきている自主交渉の延長として、「第三者機関において、人事院勧告前に決着をはかってきた歴史的な経過を今後とも維持していくこと」を重ねて主張したが、総務省をはじめ国営企業各当局は、「4月23日以降の状況に変化はない、引き続き諸般の情勢を見極めたい」との姿勢に変化がなかったので、中央本部は、これ以上団体交渉を継続しても、当事者間での決着は困難であると判断し、交渉を打ち切り、6月7日、中央労働委員会に調停申請を行なったのである。そのさい、中央本部は、「国営企業部会と提携し、民間賃金動向、地方自治体の動向、政府財政当局の動向、人事院の動向、当局の動向等について情勢分析を行」ない、「賃金の引き下げを最小限に止めるため、国営企業の賃金決定ルールに基づき、人事院勧告前決着をはかることに全力をあげることにし」ている。

調停移行後、中労委の調停委員会は6月24日に第1回事情聴取、7月29日に第2回事情聴取を行なったが、そこにおいて総務省は他の国営企業当局と同様に、従来回答のままで終始したのに対し、中央本部は、「①全体的な状況として、民間において定期昇給が実施され、賃金水準は維持され、賃金カットや定期昇給の凍結・延期は限られた企業であること、②賃金水準の比較は、これまで同様、民間主要企業を中心に、中央労働委員会の従来の手法で行うこと、③来年4月からの経営形態の変更等もあり、これまでの良好な労使関係を維持することと合わせ、職員の努力に答えること」等を強く主張している。そして、8月1日から2日かけて行なわれた調停作業の結果、2日未明に調停委員長は、「双方受諾を条件とする調停案を示したい」として、「民間賃金動向を1.2%台として定期昇給ストップ・賃金カット、雇用情勢等を総合的に勘案し、賃金引き下げについて一定の考え方を示し、この調停案を受諾しなければ調停不調となる」旨を通告した。国営企業6組合は、この調停案を協議した結果、「これまでの国営企業における賃金決定システムからして受諾困難と判断し」たが、国営企業各当局も「受け入れることは困難」としたことから、結局、「調停不調」ということになった。

このような状況のもとで、人事院は、8月8日、「一般職国家公務員に対し、月例給を7,770円、率にして2.03%引き下げる勧告史上初のマイナスペアを勧告するとともに、一時金を0.05月削減

すること等を盛り込んだ2002年人事院勧告を行」なっている。

ところで、中央本部は調停不調後、再開された自主交渉において、総務省に対して「歴史的に形成されてきた国営企業の賃金紛争解決のルールを踏まえた当事者責任と当事者能力の発揮」を強く要求した。そして、8月29日、厚生労働省が民間賃上げ状況調査結果を「1.66%」と発表したため、中央本部は、「民間賃金引き上げ動向はすべて出揃ったことから、これまで国営企業の賃金紛争が民間賃金準拠の原則に立って決定されてきた経過及び先の調停作業の経緯を含めた具体的回答を示すよう求め」たが、具体的回答は示されなかったため、中央本部は、他の国営企業部会の組合とともに、9月5日、中労委に仲裁申請を行なっている。

仲裁申請後、中労委に設置された仲裁委員会は、9月27日、国営企業6組合および国営企業各当局に対する事情聴取を行なったが、中央本部は、そこにおいて、「①計4回にわたる団体交渉と実務レベル交渉の経過、②調停の経緯を踏まえ、これを尊重した回答を示すこと、③先の調停作業の経緯を踏まえ、8月29日に厚生労働省が発表した本年の民間企業の賃上げ率1.66%を基礎とすれば、労使ともに納得できる解決案の作成は可能である」として、速やかな仲裁作業の実施を強く主張した。これに対して、総務省は、国営企業各当局と同様に、「基準内賃金を2%程度引き下げる必要がある」と回答してきたため、中央本部は、「①この回答は調停の経緯を無視していること、②月例賃金の引き下げは絶対反対であること、③本年度の民間賃金動向を基本として決定すべき考え方は、公・労・使共通の認識であること、④これまで一切具体的回答を示さなかったにもかかわらず、2%程度引き下げるとの見解を初めて示したことは、団体交渉権の否定であり、見識を疑う、⑤人事院勧告と仲裁裁定の格差の存在は明らかであり、人事院勧告並のマイナス回答をする以前に格差の解消をはかるべきであること、⑥人事院勧告の2.03%のマイナス要因の半分は国家公務員の給与水準の自然増分であると、人事院が明言しており、賃金決定システムの違う国営企業の賃金決定の判断材料とすることは不適當であること」を挙げ、厳しく反論している。そして、事情聴取の最後に、中央本部は、「①調停作業の経緯と8月29日に発表された厚生労働省による本年の民間主要企業の賃金引き上げ率1.66%を基礎とすれば、労使とも納得できる解決案の作成は可能であること、②総務省の『2%程度引き下げる』との回答は団体交渉の経緯、調停段階の経緯及び再開後の団体交渉の経緯をも無視したもので絶対に認められないこと」を改めて強く主張し、仲裁委員会に調停の経緯を尊重しての仲裁作業の実施を要請している。

しかし、この議案が作られた10月上旬段階では、「近々に仲裁裁定が示される情勢にない」という見方と「10月下旬頃」には示されるであろうという見方が錯綜しており、仲裁裁定の内容および対処方針については、「2002年新賃金交渉について(2)」として提起するとしている。

その後、10月30日、中労委の仲裁委員会は仲裁裁定を示したため、中央本部は、第117回臨時中央委員会の議案として、10月31日に「2002年新賃金交渉について(2)」を提起する。すなわち、

1. はじめに

(1) 2002年新賃金交渉については、全通第117回臨時中央委員会第1号議案(10月18日付全

通新聞号外)「2002年新賃金交渉について(1)」で、要求決定、自主交渉、調停申請、調停不調、自主交渉再開、仲裁申請など各段階に至る経過について職場討議を要請してきました。

- (2) 本部は、仲裁申請以降も、組合員の生活を防衛し、かつ、これまでの賃金決定システムに基づき決着をはかるため、全力をあげてとりくみを進めてきました。
- (3) 10月30日、中央労働委員会の仲裁委員会は、郵政をはじめとする国営企業6組合の賃金格差是正分を含めた賃金水準の改善に関する要求について、マイナスの仲裁裁定を示してきました。また、簡易保険福祉事業団も本年度の人事院勧告に基づき、同日、賃金引き下げ提案をしてきました。

2. 仲裁裁定について

中央労働委員会の仲裁委員会は、平成14年度賃金を1人当たり、4月1日現在における「基準内賃金の1.36%プラス1,620円」の12ヶ月分に相当する額の前原資をもって引き下げるとのマイナス裁定を示してきました。同時に、その具体的処理方法については、期末手当で処理することも含め、労使協議の上、決定することとしており、我々の主張を尊重して人事院勧告とは違い、組合員への負担や不利益不遡及の原則を踏まえ、一時金等の年間賃金の中で調整することとなります。

仲裁裁定の内容は、次のとおりとなっています。

主 文

総務省所属の国営企業及び特定独立行政法人の労働関係に関する法律上の職員（昭和40年公共企業体等労働委員会告示第1号に掲げる者を除く。）の平成14年度賃金を、一人当たり、4月1日現在における上記職員の基準内賃金の1.36%相当額に1,620円を加えた額5,717円の12ヶ月分に相当する額の前原資をもって引き下げること。

なお、その具体的処理の方法については、期末手当で処理することも含め、労使協議の上、決定すること。

3. 仲裁裁定の取扱いについて

- (1) 仲裁裁定は、国営企業及び特定独立行政法人の労働関係に関する法律（国独法）第35条1項で、「当事者は双方とも最終的決定としてこれに服従しなければならず」と定められており、労使双方とも裁定に拘束されることとなります。
- (2) また、同法で、「政府は当該裁定が実施されるように、できる限り努力しなければならない」と定め、「ただし、国営企業の予算上又は資金上、不可能な資金の支出を内容とする裁定については、第16条の定めるところによる。」とされています。
- (3) この間の政府財政当局の動向から想定すると、政府が仲裁裁定どおり完全実施の閣議了解とするのか、第16条の定めにより10日以内に国会に付議して承認を求めることになるの

か、政府の判断に委ねられることとなります。

- (4) いずれにしても、政府の仲裁裁定の取り扱いの処理が定まった段階で、公式に団体交渉を開始することとなります。

4. 簡易保険福祉事業団における賃金交渉について

- (1) 本年4月1日、簡易保険福祉事業団は、政府の特殊法人整理合理化計画に基づく経営改善緊急5か年計画の一環として、2002年度の定期昇給を2号俸（約1.1%）抑制したいとする提案を行ってきたことから、本部は、簡易保険福祉事業団を取り巻く環境等、総合的に判断し、提案を受け入れ、定期昇給を2号俸抑制したところです。
- (2) 組合員の基準内賃金平均500円の引き上げ要求については、「一般職国家公務員の給与実態並びに人事院勧告の動向等に注視していく。」との回答の止まったことから、これ以上の交渉継続は不利と判断し、2002年度については5月16日に交渉を打ち切ったところです。
- (3) また、9月27日に閣議決定された人事院勧告で、特殊法人の給与改定については国家公務員の例に準じて措置することとされました。
- (4) 簡易保険福祉事業団の提案は、次のとおりとなっています。

ア. 基準内給与の改定

俸給及び扶養手当を改定し、合計2.00%引き下げる。

① 俸給

俸給については、マイナス1.92%の改定率で引き下げる。

② 扶養手当

配偶者については、16,000円を2,000円引き下げて14,000円とする。

子等のうち、3人以降の手当額を1人につき3,000円から2,000円引き上げ、5,000円とする。

イ. 特例一時金の廃止

ウ. 初任給調整手当の改定

エ. 実施日 2002年12月1日

5. 仲裁裁定及び簡易保険福祉事業団の提案に対する本部の判断

(1) 仲裁裁定について

ア. 本部としては1人当たり「基準内賃金の1.36%プラス1,620円」の12ヶ月分に相当する額の原資をもって引き下げることになるため、組合員全体の生活に直接的に影響が出ることは避けられませんが、その影響を最小限に押さえ、公平・公正性から全員が一律に仲裁裁定を適用するマイナス調整を行うこととし、それを一時金で減額調整することを基本スタンスに、団体交渉に対応していきます。

イ. 一時金での減額調整の時期及び方法については、年末手当の家計への影響を考慮して対応する必要性もあり、年末手当及び年度末手当でどのような調整とするかについては、給与法の国会審議などを踏まえつつ、国営企業部会で調整のうえ、最終的な判断を行う

こととします。

(2) 簡易保険福祉事業団の提案について

ア. 簡易保険福祉事業団では、これまで他の特殊法人と同様に人事院勧告に基づき賃金を確定してきたことから、本年度の人事院勧告である2.03%のマイナス勧告にも応じざるを得ない状況にあります。

イ. 一方、簡易保険福祉事業団では本年度定期昇給を2号俸抑制しており、この状況で、さらに2%の引き下げが行われた場合、3%強の賃金引き下げとなることから、実質賃金引き下げ率が勧告率以内に収まるよう、最大限交渉を強化していくこととします。

ウ. 不利益不遡及の原則を踏まえつつ、4月に遡及して減額調整するとしていることについては、給与法の国会審議と郵政部門の交渉状況を見ながら対応することとします。

(3) 以上の基本的考え方によって、第117回の臨時中央委員会終了後、本部は仲裁裁定及び簡易保険福祉事業団からの提案に対して団体交渉を開始することとしますが、最終的な妥結及び関係協約の改正については、第117回臨時中央委員会で中央執行委員会に一任を求めることとします。

という形で改めて提案され、

基準内賃金の原資引き下げは期末手当での減額調整を求め、来年4月以降の引き下げ（俸給表の見直し）については、十分に警戒しつつ、今年度と次年度を切り離し対応。

するという一方で、仲裁裁定の受諾を決断しているが、その結果、「02新賃金」は「史上初マイナス」となったのである。

ついで、ホテル富士見ハイツの営業停止・閉鎖に伴う中央本部資産の整理・(財)全通福祉センターのあり方について、

はじめに

第56回定期全国大会決定により、(財)全通福祉センターのあり方を検討してきましたが、(財)全通福祉センター第51回・第52回臨時理事会及び第44回臨時評議会において、ホテル富士見ハイツの営業停止の決定という情勢変化を受けて、第2号議案として次の通り提案します。

(1) ホテル富士見ハイツの営業停止・閉鎖に伴う中央本部資産の整理について

10月23日開催された(財)全通福祉センター第51回・第52回臨時理事会、第44回臨時評議会において、2003年（平成15年）3月31日をもって富士見ハイツの営業停止が決定されました。

全通は、その決定を受け、ホテル富士見ハイツに係る資産を整理（売却）することとします。なお、必要な費用は、全通福祉基金から支出し、定期全国大会に報告します。

(2) (財)全通福祉センターのあり方について

(財)全通福祉センター理事会は、ホテル富士見ハイツの整理に伴い、政府の公益法人の見直しの方針などもあり、現在の実態として財団法人の設立目的にそぐわないものになっていることから解散を含めたあり方について具体的検討にはいることを決めています。

従って、全通は、全通の福祉政策の一環として(財)全通福祉センターの今後のあり方について

て引き続き検討を進めていくこととします。

という提案がなされ、中央本部総務部長吉村徳雄が説明に立ち、質疑において、吉村は、

○ 職場討議期間の保証と処理費用の概略提示について

職場の保証については、10月23日の臨時理事会、評議員会の決定を受けてからという時間的な制約があったことを、ぜひ、ご理解頂きたい。

処理費用の概略提示については、処理の緒に就いた段階であり、不確定である。

したがって、本提案どおり第57回全国大会において、経過及び要した処理費用全てをオープンにして報告することについて、ご理解を頂きたい。

○ 慰霊碑の扱いについて

全通運動の中で亡くなられた先輩の慰霊碑を富士見ハイツの一角に祀ってある。

先輩の慰霊に相応しい場所へ移設するために、鋭意検討を進めている最中であり、丁寧な取り扱いをと考えている。

○ 富士見ハイツ整理に伴う労働債務等の課題について

職員の雇用継続と労働債務は、引き続き最大限の努力をして参りたい。

○ 最後に

いずれにしても、先輩のみなさんが大変な思いで建設をされた富士見ハイツであり、地元静岡の組合員を始め、全国のみなさんからご利用を頂いて今日まで来た。

そういう思いをきちっと受け止め、最大限がんばる決意を申し上げ、中央執行委員会の見解としたい。

と述べ、承認をえている。

8. 全通山形県連協の動きを中心に

11月11日、山形市の勤労者福祉センターで開かれた山形県平和センター第13回総会において全通山形県連協議長田村潤治が平和センター副議長に再任されたが、全通中央本部の方針にもとづく平和センター運動からの離脱を第53回全通東北地本定期大会において確認しているので、この1年間、なお暫定的に活動を続けてのち、2003年11月末をもって離脱することになるというものであった。

11月12日、福島県いわき市で全通東北第5回執行委員会が開催されている。

11月14日、鶴岡市の勤労会館において鶴岡地方支部に対する全通東北秋期統一オルグが地本執行委員安孫子昌章によって実施され、80名が出席している。

11月15日、新庄市の新庄市民プラザにおいて最北地方支部新庄ブロックに対する全通東北秋期統一オルグが地本執行委員安孫子昌章によって実施され、57名が出席している。

11月15日にはまた、村山市の協同福祉施設において最北地方支部北村山ブロックに対する全通東北秋期統一オルグが山形県連協事務局長逸見康裕によって実施され、53名が出席している。

11月16日、全通東北第2回男女共同参画委員会が開かれている。

11月17日、山形市のホテルキャッスルにおいて山形貯金事務センターを惜しむ会が開かれている。

11月18日、酒田市のホテルリッチ酒田において酒田地方支部に対する全通東北秋期統一オルグが東北地本書記長鈴木順一によって実施され、130名が出席している。

11月19日、地方推進労使懇話会が仙台市の東北郵政局において開かれている。

11月20日、民主党躍進の集いが山形市のパレスグランデールで開かれている。

11月21日、長井市の西置賜労働福祉会館において米沢地方支部西置賜ブロックに対する全通東北秋期統一オルグが山形県連協議長田村潤治によって実施され、40名が出席している。

11月25日、民主党代議士鹿野道彦議員生活25周年記念のつどいが山形市の山形グランドホテルにおいて開かれている。

11月26日、鶴岡市の八乙女において山形県連協第2回幹事会が開かれ、パワーアクション委員会、秋期統一オルグアフターフォロー、統一自治体選挙、共済関係の各種署名の調査物点検、年末オルグについて審議している。

11月26～27日、全通東北支部青年部長会議が開かれている。

11月27日、山形市のパレスグランデールにおいて山形県労働金庫50周年記念祝賀会が開かれている。

11月30日から12月1日にかけて天童市の天童ホテルにおいてフレッシュセミナーが開かれ、過去1年間における新入組合員39名が参加している。

12月2日、山形市の山形中央郵便局において山形県地域推進労使懇話会が開かれている。

12月4日、東根市の東根郵便局において最北地方支部東根分会に対する全通東北秋期統一オルグが山形県連協事務局長逸見康裕によって実施され、16名が出席している。

12月9～10日、仙台市の仙台国際ホテルにおいて全通東北第6回執行委員会（全体）が開かれている。

12月11日、山形市のあこや会館において山形県連協第2回支部長書記長会議が開かれ、統一地方選挙、パワーアクション委員会、クリーンフェスタひつじ、各支部からの報告事項、年末オルグの実施について審議されている。

12月17日、山形市の山形中央支部事務局において山形中央支部に対する組織拡大重点支部オルグが東北地本執行委員西村智雄と山形県連協事務局長逸見康裕によって実施されている。

12月25日から31日にかけて山形県連協議長田村潤治による年末激励オルグが、25日に貯金JC・天童・寒河江、26日に東根・村山・最上・新庄、27日に西里・酒田・朝陽・鶴岡、30日に鮎貝・長井・南陽・米沢、31日に上山・本沢・山形南・山形中央などの支部および分会において実施されている。

2003年に入って1月20日から21日にかけて仙台市の仙台国際ホテルにおいて全通東北第7回執行委員会（全体）が開かれている。

1月27～29日には仙台市の東北地方本部において全通地本専従者会議が開かれている。

2月6～7日、仙台市の秋保温泉岩沼屋において全通東北第2回支部長会議が開かれている。

2月7日、仙台市の秋保温泉岩沼屋において全通東北第8回執行委員会が開かれている。

9. 日本郵政公社移行を直前にして

2月13～14日、静岡県田方郡伊豆長岡町のホテル富士見ハイツにおいて4月1日からの日本郵政公社への移行を直前にして「郵政公社における人事制度改革と処遇のあり方に関する当面の進め方＝全通の基本スタンス」を審議するための第118回中央委員会が開催されている。ちなみに会場のホテル富士見ハイツは全通の「運動と福祉の象徴」として1976年に全通結成30周年記念事業として建設されたものであったが、この3月31日をもって全通の資産整理の一環として営業停止・閉鎖されることになっているものであった。挨拶に立った中央執行委員長石川正幸は、

(前略)

まず、最初に、私たちを取り巻く社会・経済情勢と本中央委員会に臨む基本的な考え方について申し上げます。

デフレの深化を伴った長期経済不況によって、昨年1年間の失業率は平均5.4%に達し、高校生の就職内定率は過去最低の60.3%に止まるなど、雇用情勢は悪化の一途をたどっています。そして、昨年1年間の企業倒産は約2万件に達しており、勤労者にとっても経営側にとっても大変厳しい環境が続いています。国際的に見ても高まるイラク情勢の緊張から、企業の設備投資が抑制され、輸出と生産が落ち込むという現象によって国際競争力が低下、更には株安に対する安全志向から投資資金が流動化し、一層の株安懸念によって、ますます個人消費が低迷する、まさに日本経済の先行きはデフレスパイラルに突入しています。

国民の期待を一身に背負った小泉改革は、昨年打ち出した総合デフレ対策も空回りの状態です。当初の期待感にははや無力感に変化してしまっています。

いま、東京は、2003年問題を抱えた超高層ビルの建設ラッシュが進んでいます。一方、中小企業は日々の資金調達に四苦八苦の状態です。中央都市と地方都市、産業政策・企業活動・雇用環境と労働力などの格差が拡大する、いわゆる二極構造が進んでいると考えています。

経済の立て直しだけでなく、こうした歪んだ日本の行動を立て直すことが、国民の暮らしと生活を守り、生活不安を解消し、安心と安全を生み出す、それが構造改革そのものです。今日の不均等発展を是正するために行動することは、労働組合の社会的な責任だと考えるところで

す。

こうした厳しい環境の中で闘う春季生活闘争は、連合が2年連続の統一要求を見送り、雇用維持を最優先とする方針を決定しました。加盟主要組合は軒並みベースアップ要求を断念するに至っています。これらの状況を見極めつつ、国営企業部会も慎重に議論を進めてきましたが、ベースアップを要求する環境にないと判断し、賃金水準の維持を要求することとします。

ここ数年、「春闘不要論」や「春闘の役割が終焉」したかのような論調がありますが、歴史的に築いてきた春闘の枠組みを維持し、このシステムを大いに活用すべきだと考えます。労働力構成が多様化し、賃金制度そのものも能力や成果を重視したものに变化しており、従来のよ

うな賃金を軸とした横並びの手法は通用しないことは明らかです。しかし、働く条件や雇用問題、政策課題など、トータルの生活改善を協調する土俵として春闘システムを有効に活用すべきです。賃金中心の処遇改善では、組合員の生活と安全は守れません。いま申し上げたトータルの生活改善をオール郵政でつくりあげるためにも、「新たな福祉政策」の確立、そして、「総合的なセーフティーネットの構築」をめざした取り組みを着実に進めることとします。

昨年、私たちは、史上初のマイナス裁定・マイナス賃金に直面しました。仲裁裁定の取り扱いについては、第117回臨時中央委員会決定に基づき、年末手当での整理をはかりました。残る4ヶ月分については、年度末処理を求める私たちと、俸給表の改定を主張する経営側と対立してきましたが、本日、総務省は他の国営企業とともに、平成14年度⁽²⁰⁰²⁾仲裁裁定の実施に係わる俸給表の改定を求め、中央労働委員会に調停申請する動きにあります。仲裁裁定の主旨を逸脱するものとして抗議し、年度末手当による処理を求めていくこととします。

さて、いよいよ公社がスタートします。振り返れば、「簡保は直ちに民営化、貯金は条件整備の上、民営化、郵便は国営を維持する」という97年の中間報告以来、今日まで行革対応に明け暮れた毎日でした。小泉内閣^(純一郎)が誕生し、私的懇談会の結果は、御承知のように「三案併記」の形で終わりました。マスコミも民営化キャンペーンを張りましたが、大きく世論を動かすことはできませんでした。このことは、議論を重ねれば重ねるほど、郵政事業の有用性が浮き彫りになり、加えて国民の皆さんの郵便局への信頼感・求心力が民営化に「待った」をかけたものと判断しています。最近、また、小泉首相が民営化論を強調していますが、これらの論調に呼鳴することなく、公社経営を着実に進めることが重要だと考えています。

長年にわたった行革対応は、第4ステージをもって間もなく終了します。私たちの選択と判断は、公社への全員採用、事業団の公社統合など、歴史的にも大きな成果を生み出したことについて率直に評価したいと考えています。全国で取り組んだ「ウチワ」行動にはじまり、公社法成立に向けた全国からの国会傍聴、そして、真夏の参議院選挙に汗を流し、勝利を納めました。改めて全機関・組合員の皆さんの御苦勞に感謝を申し上げます。

公社経営の中核である理事会のメンバーも固まりました。しかし、公社の船出は順風満帆ではありません。第6回の公社設立会議で、「中期経営目標」、並びに「中期経営計画」が策定されましたが、過小資本、デフレ経済、民間との競合、超低金利の長期化など、極めて厳しい経営環境の中でのスタートとなります。特に郵便事業の現状は周知のとおりでありまして、収入不足は12月末現在で512億円に達しています。1月単月のPOS値でも約100億円の不足が生じています。昨年の第116回中央委員会では、取扱物数が微増でありながら、収入はマイナスという話をしましたが、今年度は物数そのものが減少しています。小包は増加傾向にあるものの、通常は軒並み引受物数が対前年比マイナスとなっています。

郵便事業の改革は待ったなしの状況にありますが、単に人件費削減のみを先行するものではなく、調達コスト、組織機構、制度問題など、トータルの改革が急務であることは繰り返し申し上げているとおりです。しかし、公社設立を目前にした今日でも改革の全体像がメッセージ

として伝わらない現状は、公社経営の将来に不安を禁じ得ません。労働組合との共通認識を醸成する点で、郵政事業庁の対応は極めて不十分であると指摘するところです。

総裁に就任する生田^(正治)さんは、「4年の任期のうち、最初の2年間は勝負である。2年間に全てのノウハウを投入して、郵便を立て直し、強い公社をつくる」という力強い決意を表明しています。副総裁に就任される方は、いわゆる「トヨタ方式」を経験した物流の専門家でもありますが、郵便は「通信」ではなく、「物流」として捉えるべきだといっています。全通の提言「郵政事業の経営戦略と新たなサービス」は、まさに「物流」というものを基本に、新たなサービスを組み立てたものとなっています。

生田さんをはじめとした公社経営陣の手腕に大きく期待をしています。私たちは一緒になって汗をかいて、職員・組合員はもとより、国民生活全体の安心と安全を提供するため全力をあげる決意であります。経営状況や経営課題について、労使のトップが真剣に議論できる経営協議会の設置を何としても実現しなければなりません。これまでも経営状況などについて話し合う場はありましたが、ひととおり説明を受けて意見交換するという形式的なものでした。これからは、それぞれの段階ごとに数字に基づいて議論し、経営状況の分析や対応策、そして、結果に対する評価を真剣に議論する、そういう場が必要となるわけです。

そこで中期経営目標と中期経営計画に対する考え方を申し上げます。まず、公社全体の目標と計画を共有化することが重要です。この共有化こそが経営協議会の基本であり、労働組合が計画達成に向け、積極的に参画する原動力です。また、中期経営計画への対応は政策協議を積み上げるといことです。今後、地方への権限委譲が進むと考えますが、是非そうした観点での対応を要請するところです。

公社の経営は確実に変わります。また、変えねばなりません。明治維新に匹敵する大改革は、これまで郵政事業に携わってきた全ての関係者が、経営トップの意味を理解し、自らを改革する、もちろん全通も変わるということです。まず、全体の意識改革をスピーディーに行うことが最も重要であると考えています。

こうした改革の一つとして人事制度改革があります。昨年の大会で決定された「公社における新たな処遇」に基づき、「全通の提言」を取りまとめ、8月7日に提出しました。事業庁が示している人事制度改革は、私たちの提言を多くの部分で取り入れた内容になっています。まさに共同作業で議論し、組み立ててきたものです。しかし、いくつかの点で改善すべき課題があり、この中央委員会の議論を足がかりに、よりよい制度をつくるため交渉を強化していくこととします。

次に、組織の現状について申し上げます。この間、公社設立を絶好のチャンスと捉え、行革対応と平行して全力をあげてきた「ラストアクション」の取り組みは、残念ながら成果を見るに至っていません。本年2月1日現在における郵政本務者の組織数は、大会比で2,209名のマイナス、対前年同月比では4,998名のマイナスとなっており、減少幅は拡大しつつあります。この間の行革対応の成果は、ビジョン21に基づく運動の広がり、地域への貢献や地域との連携

をテーマにした私たちの運動と、地域に根ざした郵政事業とが相乗効果をもたらした結果です。改めて、その自信と確信をもって、公社化にはたす労働組合の役割やその重要性を、公社設立前夜まで、すべての未加入者に呼びかける行動を要請するしだいです。

また、行革対応の教訓のひとつに政治対応があります。今後、公社における権限委譲がすすむことを考えれば、地方や地域における事業政策・事業戦略が重要になります。そのためにも統一自治体選挙における65名の組織内候補の勝利は、地域における私たちの運動と郵政事業の大きな力の拠点づくりを意味します。大変厳しい情勢にありますが、精一杯の取り組みをお願い致します。

さて、1976年、全通結成30周年記念事業として建設された富士見ハイツは27年間の歳月を経て幕を閉じようとしています。「運動と福祉の象徴」として組合員に親しまれ、地域の皆様に愛されてきた富士見ハイツですが、今日の経済情勢や経営環境に照らし、新たな組合員負担を回避する観点から、先の臨時中央委員会において、営業停止・閉鎖に伴う資産整理を決定したところです。諸先輩のご苦勞に思いを馳せつつ、本日の「合祀者を偲ぶ会」、そして、明日には「慰霊碑移転式典」を執り行うこととしています。全体のご協力を要請いたします。

最後になりますが、公社設立まで、わずか46日です。歴史的な瞬間の当事者であることに誇りをもって、意識と行動を改革し、全機関・全組合員がリフレッシュスタート宣言を实践すること、そして、未来を創造するエネルギーの結集を要請し、中央執行委員会を代表しての挨拶といたします。

(後略)

と述べている。

引き続き、「郵政公社における新たな処遇に対する全通の提言と郵政事業庁の人事制度改革の基本的考え方との比較コメント(その1)」および「郵政公社における人事制度改革と処遇のあり方に関する当面の進め方=全通の基本スタンス(その2)」をふまえた議案が承認されているが、その骨子とするところは、

郵政公社の設立は、組織機構、会計制度、人事制度、関係者すべての意識など、そのキーワードは「改革」です。特に人事制度を改革するには、公平・公正性、透明性、納得性、客観性のある評価制度を確立する必要がありますが、最も重要なキーワードは「信頼」です。評価者である管理者との相互信頼は制度の根幹であり、信頼感の醸成なくして人事制度改革の成功はありません。

というものであった。

最後に、アピールとして、

アピール

2003年4月1日、私たちは新時代を迎える。

長い間、行革対応に最大限のエネルギーを結集し、幾多の困難を乗り越えてきた。

「国民・利用者から愛される郵便局をつくろう」、「現場で汗を流す組合員の雇用を守ろう」と。

その願いが「日本郵政公社」となって実現する。

私たち全通は、常に時代を先取りした政策を創ってきた。その集大成が「郵政事業の経営戦略と新たなサービス」だ。公社は政策実現のステージである。組合員の声を経営に反映させるシステムの構築をめざす。

3つのリフレッシュをテーマに、無限の可能性を創造する。私たちは果てしない道を歩んでいる。時には立ち止まり、「自己」を見つめ直そう。自己診断を行い、新たな歩みを創造する。全通は3月に行う「クリーンフェスタ・ひつじ」から新たな歩みを創っていく。

今、日本社会が先行き不安におおわれている。需要の低迷する中、デフレ経済、雇用情勢の悪化、ますます国民の将来不安が深刻化している。一刻も早い経済と社会の再生を求めていく。

今期の春季生活闘争は、国内の情勢や周囲の状況を見極め、賃金水準の維持を要求する。

まもなく新時代の幕が開ける。新たな展望を切り開くのは、紛れもない組合員の知恵と勇気であり、ひたむきな努力である。

日に日に緊張が高まる。胸に手をあて、目をつぶる。心の奥から聞こえてくる。

私たちには行革対応で得た自信と確信がある。

私たちには全国規模の組織力とネットワークがある。

私たちには溢れる政策と体力がある。

私たちには愛がある。

私たちは新時代へ胸を張っていこう。

私たちのチャレンジは終わらない。

2003年2月14日

全通信労働組合第118回中央委員会

という文言のものを発している。

10. 日本郵政公社に移行して

2月20～21日、仙台市において全通東北第2回青年委員会が開かれている。

2月26日、山形市のあこや会館において山形県連協第2回支部長・書記長会議が開かれ、2003年春季生活闘争への取り組み、パワーアクション委員会、各種共済の取り組み、第118回中央委員会報告、クリーンフェスタひつじが議題として審議されている。

3月1～2日、全通東北男女共同参画セミナーが開かれている。

3月1～2日にはまた天童市の天童ホテルにおいて全支部青年委員28名の参加をえてヤングセミナーが開かれ、日本郵政公社の発足を見据えた講演や分散会討論が行なわれている。

3月6～7日、仙台市の秋保温泉岩沼屋において全通東北第2回支部書記長会議が開かれている。

3月10日、仙台市において地方推進懇談会が開かれている。

3月11日、仙台市において全通東北第9回執行委員会が開かれている。

3月13～15日、仙台市のスポーツランドSUGOにおいてニューリーダーセミナー（全青年委員研修）が開かれている。

3月30日、県内各地においてクリーンフェスタひつじが開かれている。

4月1日、日本郵政公社が発足する。

4月7～8日、仙台市において全通東北第10回執行委員会（全体）が開かれている。

4月27日に投票が行われた市町村会議員選挙において山形県連協の組織内候補全員の当選を達成している。

4月27日にはまた山形市の勤労者福祉センターにおいて第2回支部青年部長会議が開かれ、クリーンフェスタひつじ、6月の県連協レクについて、組織拡大を議題に審議が行なわれている。

4月27日にはさらに山形市のあこや会館において第2回支部長会議が開かれ、山形県連協の今後の組織運営について、青年部レクについて、を議題に審議が行なわれている。

5月3日、山形市の県連協において第3回山形県連協幹事会が開かれ、パワーアクション委員会（新採対策）、第57回定期全国大会議案、全通東北及び山形県連協の組織戦略、山形県連協第4回定期総会開催要項、青年部レクを議題に審議が行なわれている。

5月10日、山形市のあこや会館において山形県連協支部四役会議が開かれ、山形県連協の今後の組織運営について、および、第57回定期全国大会議案についての審議が行なわれている。

5月15～16日、仙台市の秋保温泉岩沼屋において全通東北第11回執行委員会（全体）が開かれている。

5月17日、全通東北第4回男女共同参画委員会が開かれている。

5月17～18日、酒田市飛島的美島屋において山形県連協第3回支部青年部長会議が開かれ、青年部レクについての審議が行なわれている。

5月26日、米沢市において県連協議長田村潤治による米沢地方支部に対する全国大会議案についてのオルグが行なわれる。

5月27日、盛岡市のメトロポリタン盛岡において全通東北支部長・書記長会議が開かれ、全通中央本部によるオルグが実施されている。

5月30日、山形市の協同の杜において県連協議長の田村による山形中央支部に対する全国大会議案についてのオルグが行なわれる。

5月31日、山形市の協同の杜において田村による2回目の山形中央支部に対する全国大会議案についてのオルグが行なわれる。

6月2日、山形市の協同の杜において田村による3回目の山形中央支部に対する全国大会議案についてのオルグが行なわれている。

6月3日、山形市の県連協内において山形県連協第4回幹事会が開かれ、パワーアクション委員会（新採対策）、山形県連協第4回定期総会議案についての審議が行なわれている。

6月3日にはまた、仙台市において地方推進懇談会が開かれている。

6月3日にはさらに、酒田市において県連協事務局長逸見康裕による酒田地方支部に対する全

国大会議案についてのオルグが行なわれている。

6月4日、村山市において逸見による最北地方支部村山ブロックに対する全国大会議案についてのオルグが行なわれている。

6月5日、新庄市において県連協議長の田村による最北地方支部新庄ブロックに対する全国大会議案についてのオルグが行なわれている。

6月8日、山形市のあこや会館において県連協第4回支部長・書記長会議が開かれ、第57回全国大会議案への意見集約が行なわれている。

6月9日、宮城県宮城郡松島町において第4回地方委員会が開かれ、第57回全国大会議案への全通東北としての意見集約が行なわれている。

6月9～10日、宮城県宮城郡松島町において全通東北第11回執行委員会が開かれている。

6月10日、西田川郡温海町において田村による鶴岡地方支部温海ブロックに対する全国大会議案についてのオルグが行なわれている。

6月11日、鶴岡市において田村による鶴岡地方支部鶴岡ブロックに対する全国大会議案についてのオルグが行なわれている。

6月12日、東田川郡羽黒町において逸見による鶴岡地方支部羽黒ブロックに対する全国大会議案についてのオルグが行なわれている。

6月14～15日、酒田市飛島において県連協青年部レクが開催されている。

執筆者紹介

岩本由輝 (本学教授)

上田良光 (本学教授)

第171号所載

〔論 文〕

2000年代の山形県における全通労働運動(3)……………岩 本 由 輝(1)

わが国法人税の発達

—法人税の誕生から『シャウプ勧告』発表前夜まで—……………高 橋 志 朗(35)

純粹資本主義論における一般的価値形態の成立

—市場の成り立ちに関する一試論—……………泉 正 樹(45)

第172号所載

〔論 文〕

2000年代の山形県における全通労働運動(4)……………岩 本 由 輝(1)

昭和後期・平成期における税務会計の発達

—税務会計の展開とゆらぎ—……………高 橋 志 朗(23)

計算貨幣論におけるマルクスのステュアート評

—価値概念の観念性について—……………泉 正 樹(39)

欧州自動車メーカーのモジュール戦略の実態調査

—VW, Smart, PSA, Daimler, BMW, Audi—……………目 代 武 史(61)

東北学院大学学術研究会

会 長 星 宮 望

評 議 員 長 吉 田 信 彌
編 集 委 員 長

評 議 員

文学部 遠 藤 裕 一 (会計)

北 博 (編集)

辻 秀 人 (編集)

経済学部 越 智 洋 三 (会計)

細 谷 圭 (編集)

郭 基 煥 (編集)

経営学部 菅 山 真 次 (庶務)

目 代 武 史 (編集)

折 橋 伸 哉 (編集)

法学部 黒 田 秀 治 (編集)

白 井 培 嗣 (編集)

羽 田 さ ゆ り (庶務)

教養学部 吉 田 信 彌 (評議員長・編集委員長)

野 村 信 (編集)

柳 井 雅 也 (編集)

東北学院大学経済学論集 第 173 号

2010年 3月15日 印 刷 (非売品)
2010年 3月18日 発 行

編集兼 吉 田 信 彌
発行人

印刷者 針 生 英 一

印刷所 ハリウ コミュニケーションズ株式会社

発行所 東北学院大学学術研究会

〒980-8511

仙台市青葉区土樋 一丁目 3 番 1 号東北学院大学内

TOHOKU GAKUIN UNIVERSITY ECONOMIC REVIEW

No.173

March 2010

Articles

- The Labor Movement of the Japan Postal Workers Union (Zentei)
in Yamagata Prefecture in the 2000s (5)*Yoshiteru Iwamoto* (1)

Notes

- The consideration as for “the privatization of postal business”
—The first part, The problem of the privatization of postal business that observed
from questionnaire survey—.....*Yoshimitsu Ueda* (59)

The Research Association
Tohoku Gakuin University
Sendai, Japan